

# 金沢城研究

第15号

平成29年3月

〔論文〕

- 金沢城主前田家の医療と医家 .....池田 仁子 1
- 近代庭園の特色とその保護の動向 .....栗野 隆 19

〔研究ノート〕

- 加賀藩江戸本郷邸東御門通行について .....袖吉 正樹 31  
— 割場留書役新保家文書を中心に —
- 旧前田氏駒場本邸庭園の敷地計画と煎茶趣味の庭 .....栗野 隆 45

〔資料紹介〕

- 関屋家旧蔵文書等について .....大河内勇介 49

## 第 15 号の刊行によせて

平成 14 年度から取り組んできました金沢城の調査研究事業も、はや 15 年の年月を重ね、来年度より第 2 期の後半事業に入ります。

先般、全国城跡等石垣整備調査研究会が金沢で開催されました。文化財としての石垣をどのように将来に守り伝えてゆくかについて、全国の事例に即して、熱心な検討がなされました。県内外から 500 名もの参加者があり、盛況のうちに終えることができました。一般県民の参加も多く、関心の高さがうかがえる研究会となりました。

さて、本号には、これまで藩主前田家の医療や医家について研究を進めてこられた池田氏の新たな調査成果、近代庭園の特徴と保護の動きを追究し、近代の前田家駒場邸の庭についても特徴を明かにされた栗野氏の論考二編、前田家江戸本郷邸の門通行の手続きのありかたに注目した袖吉氏の研究ノート、そして大河内氏の、兵学者関屋政春や文化期に金沢城再建事業に携わった関屋政良を輩出した加賀藩士関屋家旧蔵文書の資料紹介を載せることができました。原稿を寄せていただいた方々に厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、本書が県民の皆様の金沢城に対する高い関心に応え、本研究所の事業内容や金沢城、金沢城下町について理解する一助となり、広く近世城郭研究に資するものとなることを願ってやみません。

平成 29 年 3 月

石川県金沢城調査研究所  
所 長 木越 隆三



# 金沢城主前田家の医療と医家

池田 仁子

## はじめに

筆者はこれまで、金沢などを中心とする加賀藩の生活文化や医療・医家について取り組んできた。特に近年では、医療や保養といった事柄について、金沢城内の金谷御殿での治療や藩主前田家における近世初期の考察を試みている<sup>(1)</sup>。しかし、これらは限られた範囲での事例研究にすぎず、ことに2代利長らに関する病・治療医家などは不十分であることはいうまでもない。

そこで、本稿ではこれまで触れることができなかった未刊史料をも活用しながら、これまでの研究における一応の総括として、金沢城主で、加賀藩藩主前田家の病・治療・担当医家らの様相についてまとめることとしたい。なお、5代綱紀以降は、病の治療場所を中心に金沢城内の各御殿の利用に関わるものである。

はじめに、金沢市立玉川図書館郷土資料や同館加越能文庫所蔵の未刊史料より利長の病の様相について、検討を加えつつ病状など主要な内容に絞り込むなど概要にとどめ、紹介する。紙数の関係上それぞれの翻刻文は割愛することにした。続いて同様に未刊の写本「村井文書」(同館加越能文庫蔵、以下特記しない場合は同文庫蔵)に収録された利長の書状や城主前田家の初代利家正室で利長生母の芳春院の消息などより、芳春院や利長及び同人正室の玉泉院の病について概要を紹介する。次に、これらの成果に合わせ、既に考察した近世初期の当家の医療と医家について、誰が、如何なる病状で、治療に当たった医家は誰かといった面から、表にまとめていく。引き続き5代綱紀からのちの14代慶寧の各代の様相について、同様に表示化し、医者分類を試み、それぞれ考察する。地域社会をみる上で、こうした一つ一つの基礎的研究の積み重ねが肝要である。同時にこれらの事例がある意味で、一つの資料として、いわば、活用の便に供するものとしても重要と考える。

## 一 未刊史料にみる初期前田家の病と医家の概要

### (1) 新出史料の検討

藩祖利家は天正9年(1581)織田信長より能登一国を拝領、同11年豊臣秀吉より北加賀2郡(石川・河北)を増封され、金沢城を居城とした。ここに加賀藩主としての前田家の支配が始まる。利家の嫡子利長は天正13年(1585)越中3郡(砺波・婦負・射水、のち新川郡を含め4郡)を秀吉より拝領、慶長2年(1597)越中守山城より富山城に移り、翌3年利家の隠居により前田家2代目として襲封、同5年関ヶ原合戦の戦功により南加賀2郡(能美・江沼)及び弟利政の旧領地能登をも徳川家康より拝領する。同10年利長は異母弟利常に3代目を継がせて隠居し、金沢城より富山城へ移る。14年3月富山城の火災により一旦は魚津城へ移り、新たに築城した高岡城に同年引き移る<sup>(2)</sup>。

利長は永禄5年(1562)に生まれ、慶長19年(1614)に没するが、この利長の病に関する文書は比較的数多く見受けられ、以下、利長の高岡での病・治療に関して、金沢市立玉川図書館郷土資料や同館加越能文庫所蔵の「微妙公等御書写」、「渡辺文書」など利常や利長自らの書状など未刊史料にみる様相についてまとめると次のようになる。

○伝承ではあるが、天正15年利長は(原文では18歳、26歳の誤りカ)、「御疱瘡」に罹る(「新山田畔書」1巻)。

○慶長15年腫物が再発することは、周知の通りであるが<sup>(3)</sup>、それより以前の同11年～15年の間に

「御虫おちいり」と記され、虫気（腹痛、蛔虫症カ）を患う（利光〈利常〉書状「微妙公等御書写」11月24日付、神尾図書・松平伯耆守宛）。

○慶長16年6月に利長（「肥前守所勞」）の治療のため盛方院及び慶祐法印が下向したことは「加藩国初遺文」などでも知られているが<sup>(4)</sup>、右原本で確認することができる（利光書状、慶長16年に比定される6月14日付、宛所欠、折紙、金沢市立玉川図書館郷土史料090 - 1514）。

○慶長15年～18年の間、利長の病状は「御快気」「御平癒」或いは「御しゆきこゝち」などと記され、一進一退を繰り返していた（利常書状、6月16日付、神尾図書・駒井中務少輔宛、10月6日付、神尾図書宛、10月朔日付、神尾図書宛、「渡辺文書」2巻）。

○上記のように幕医盛方院（吉田浄慶）は慶長16年6月頃から17年11月頃までの間に何度か高岡に隠居している利長の治療に下向するが<sup>(5)</sup>、17年11月23日時点で、利常ら藩内の人々は、盛方院には利長の治療のため、もう少し高岡に逗留してほしいと願っていたが、それは「六ヶ敷」と盛方院本人は帰京を望んでいた（利常書状、11月23日付、神尾図書宛、「渡辺文書」2巻）。

○慶長15年～19年のうち、利長の腫物の治療に「一くわんとやらんくたられ候由候」「此くすしの事申入」と見え、「一くわん」という薬師（京より下向カ）に治療を申し入れ、腫物の内薬のみ飲んでいてため「かやうによはりはて」ていると自ら述べている（利長書状、2月29日付、神尾図書宛、「神尾文書」1巻）。

なお、「小宮山文書」（石川県立歴史博物館蔵）正月30日（慶長15年～19年）長兵衛宛の利長書状には、「しゆもつちとおこり候て、たちいしゆふならず候」と記され<sup>(6)</sup>、利長が腫物再発のため立居が不自由である様子がわかる。

## (2) 写本「村井文書」にみる芳春院・利長・玉泉院の病と医家の概要

「村井文書」に収録された原文書の形態の多くは、おそらく折紙とみられるが、このうち射水市新湊博物館などに現存しているものもある<sup>(7)</sup>。なお、既刊史料の補遺として、「村井文書」4巻の11日付、村井出雲（長次）宛、芳春院消息によれば、利長の腫物につき母芳春院は、「とくたちせられ候ハ、」次第に良くなるなどと、毒絶ちの必要を説きつつ、養生すればやがて良くなるとも述べている<sup>(8)</sup>。以下、未刊の「村井文書」より芳春院・利長・玉泉院の病と医家について、人物別に各巻毎の記載順に整理すると次のようになる。

### 芳春院

〔1巻〕○9月9日付（慶長14年カ）、千世（利家・芳春院の娘）宛、利長書状に「こそ（慶長13年）かことく、はぐきよりち出申候やう」と記され、これはセンチュリー文化振興財団蔵の利長書状<sup>(9)</sup>の写とみられる。〔2巻〕○11日付（慶長15年カ）千世宛、芳春院消息に、前項と関連するが、芳春院の歯茎よりの大量出血は慶長13年とみられ<sup>(10)</sup>、その2年後「ねふとり」（根太、激痛を伴う化膿する出来物）が20～30ほど出来る。○10月20日（慶長15年～18年）千世宛、芳春院消息には、篠原織部長次や金沢城の外堀の築城で知られる篠原出羽一孝<sup>(11)</sup>、青山豊後長次らが見えるが、「ろあんのくすりさうとう申候」と記され、幕医の半井驢庵（1544～1638、成信、瑞桂、通仙院）<sup>(12)</sup>の薬がよく効き、また、灸も据えていることが認められている。○7月29日（利家八女福<sup>(13)</sup>が中川光忠に再嫁する慶長18年カ）芳春院消息に「はかことことくうつきぬけ申候」と見え、歯茎が悉く疼き、抜けてしまったと記される。

〔3巻〕○4日（慶長18年～元和3年）「しゅんもし」（村井長次〈慶長18年没〉）に嫁し同人没後春香院と称する利家と芳春院の娘、千世）宛の芳春院消息に、腫物を患い快方に向かいつつあるが、少し赤味（「あかミ」）がまだ残っていると伝える。○3日（慶長18年～19年）千世宛、芳春院消息に、腫物・歯痛を患い、目眩（「めかまい申候」）を起している見える。○3日（慶長18年～19年）芳春院消息に、腫物も癒え（「し

ゆもつも昨日かいへ)、食欲も回復したと見える。

### 利長

〔1巻〕○年月日欠（慶長15年～19年）千世宛、利長書状に、飯はよく食べているが、肥えずに「やせ申候」と見え、意気消沈している様子が窺われる。○年月日欠（慶長15年～19年）千世宛、利長書状に、腕の「いたミのとかなになり申候」と記され、腕の痛みがおさまってきていることが記されている。

〔2巻〕○11日付（慶長15年カ）千世宛、芳春院消息では、利長は「こんとハひもしむしおこり」、腫物のほか虫気も併発したことで、芳春院は肝をつぶしており、毒絶ちしなければ「大やふれ」になるなどと記。○10月20日（慶長15年～18年）千世宛芳春院消息では、腫物を患う「ひせんの事のミ」案じていると記。○21日（慶長15年～19年）千世宛、芳春院消息にて、利長の「しゆもつ（腫物）いへかね候」などと認める。○13日付（慶長15年～19年）千世宛、芳春院消息に、利長の「しゆもつの事のミ」案じ暮らす芳春院は、奇特的な生薬が必要か千世に尋ねている。○7月29日（慶長18年）千世宛芳春院消息では、「しゆもつとくいへ候へかし」と利長の腫物が早く治るよう念じている。〔3巻〕○3日付（慶長18年～19年）春香院宛、芳春院消息によれば、高岡で利長の治療に当たっていた藩医の内山覚仲・坂井寿庵<sup>(14)</sup>（「かくちう・しゆあん」）が金沢に帰ったとの報を芳春院が受けている。〔4巻〕○6日付（慶長15年～18年）村井出雲宛、芳春院消息では、利長の「むしけ」「しゆもつさいほつ」というように、虫気発症と腫物再発という二重の病を母芳春院は嘆く。○22日付（慶長15年～18年）村井出雲宛、芳春院消息には、年老いていき、「少のとうりうニミまいたく」と見え、我が子利長の見舞いに行けない母としてのもどかしさを書き綴っている。○10日付（慶長15年～18年）村井出雲宛、芳春院消息では、足などに広がる利長の腫物が「なをり候へかし」と念じている。○5日付（慶長15年4月カ）村井出雲宛、芳春院消息には、利長の病の様子につき、腫物が同様に痛み、食欲がなく、将軍家より見舞いの使者として溝口伊豆（「ミそくちいつ」善勝、1万2000石）（「加藩国初遺文」8巻の秀忠判物写では、慶長15年4月朔日溝口伯耆（宣勝、善勝の兄、5万石）<sup>(15)</sup>とする）が遣わされたと記す。○16日付（慶長15年～18年）村井出雲宛、芳春院消息では、芳春院は利長の腫物が「いへかね候て」などと述べ、治癒しないことを案じている。○15日（慶長15年～19年）村井出雲宛、芳春院消息でも、利長の腫物が治らず、重病（「おもく」なっている）ゆえ心を痛める。〔5巻〕○16日（慶長15年～18年）村井出雲（慶長18年没）・妻千世（「かもし」）宛、芳春院消息では、芳春院は利長の腫物を案じ、「ひもしをそくさい（利長）になしたきまてにて候」など見え、母としての悲願の思いが窺われる。

### 玉泉院

〔1巻〕○年月日欠（慶長19年～元和9年）春香院宛、玉泉院の侍女とみられる宰相<sup>(16)</sup>の書状には、玉泉院様が「少つゝこゝろあしく御座候」など見え、精神的に病んでいることがわかる。

## 二 初期前田家の病と治療医家

利長の腫物の治療に幕府より派遣された幕医の盛方院については、その系譜などもすでに紹介したが<sup>(17)</sup>、その周辺部に関しては、いまだ不十分であることはいうまでもない。例えば、今枝直方が編んだ「後撰芸葉」15巻に福島正則の書状の宛所として収録される<sup>(18)</sup>。内容は茶の湯に関する両者の交流が窺われるが、この盛方院は10代吉田浄慶か、11代の同浄珍か、12代の同浄元のいずれかであろう。今後盛方院に関する詳細な研究が期待される。

さて、本稿で判明したことを含め、これまでの成果をもとに不十分ながら初期前田家の病及び治療医者について、[表1]～[表4]にまとめたが、これら各表とも人物ごとに編年とした。

[表1] 前田利家・芳春院・利政の病と治療医家の事例

年月 〔西暦〕	人名 (年齢等)	居所	病状・治療・諸方対応等	主な治療医	
				医者名	所属・身分等
天正18年〔1590〕 7月	利政(13歳、 利家の子)	京都聚楽	眼病を患う		
文禄4年〔1595〕	同(18歳)	京都	疱瘡に罹る	「著名な医 者衆」	(未詳)
				夕庵	(未詳)
慶長3年〔1598〕 4月～5月	利家 (61歳、藩祖)	(京カ→)上 野草津温泉 →金沢	湯治、針治療、30日程すぎても薄墨の如き 小水止まらず	以白(伊白)	出羽最上出 身の鍼師
同4年〔1599〕 2月～閏3月	同(62歳)	大坂	喉より白き虫出る、虫の持病(蛔虫症)、2月 喉より虫2筋出る。閏3月3日逝去(この間徳 川よりしばしば見舞いを受け、返礼・挨拶等 書状の授受がなされる)		
(慶長5～13年) 〔1600～08〕	芳春院 (54～62歳)	江戸	病は一進一退を繰返す、喉痛となる		
慶長9年〔1604〕	同(58歳)	同	喉痛となる		
(慶長10～19年) 〔1605～14〕 10月	同(59～68歳)	同	前日より喉腫れ、胸も痛む	曲直瀬玄鑑 (今小路道 三、玄朔の 子)	幕医
(慶長10～19年)	同(59～68歳)	同	投薬、針治療を受ける		
慶長11年〔1606〕 6月	同(60歳)	同	3日咳気が再発、6・7・8・10日の間曲直瀬玄 朔に付きりて治療受ける。蛔虫症に細菌 性の下痢が加わったと診断、霍乱吐瀉、心 下虫痛む(寄生虫による腹痛、心痛)足冷 え、脈沈遅、大便激しく瀉し、口乾き、種々 投薬、一生に二度とないほど苦しむ、22日よ り起きているが、まだ身体は衰弱している	曲直瀬玄朔 (道三正盛 の養嗣子、 道三、正紹、 延命院、延 寿院)	(禁裏御用 医、信長に 拜謁、秀吉・ 秀次の侍医 →)幕医
(慶長13年カ) 〔1608カ〕	同(62歳カ)	同	恐ろしき病に冒される、気の疲れに血が 錯乱し、出血と診断、昼より晩まで耳盪を8 度替え、夜中まで流れる如く出血、デウス所 (キリスト教会)の奇特な薬でうがいし止 血、その後脈途切れ、身が石の如くなり、 身体から水分が流れるように出、脈が少々 ずつ戻る	「薬師衆」	(未詳)
				(デウス所の 薬使用する)	
★ (慶長14年カ) 〔1609カ〕9月9日	同(63歳カ)	同	芳春院が去年の如く歯茎より出血したこと を利長は妹千世に書状にて伝える		
(慶長15年10月カ) 〔1610カ〕	同(64歳カ)	同	湯治に行つて来て一段と息災となり、鍼灸 治も沢山行つ		
★ (慶長15年カ) 〔1610カ〕11日	同(同カ)	同	根太(化膿する出来物、激痛起きる)が20 ～30程出来、また、歯茎より多量に出血し ていると芳春院は娘千世に書状を書く		

★ (慶長15年～18年) 10月20日	同(64～67歳)	同	驢庵の薬はよく効き、また、灸を据えていると 芳春院は千世に書き送る	半井驢庵	幕医
(慶長17～19年の間) 〔1612～14〕 9月	同(66～68歳 の間)	同	咳気がひどく散々な思いをする		
★ (慶長18年カ) 7月29日	同(67歳カ)	同	歯茎が悉く疼き、歯が抜けたことを芳春院 は千世に書き送る		
★ (慶長18年～19年) 3日	同(67～68歳)	同	腫物・歯痛を患い、目まいも起きたと芳春院 は春香院(娘千世)に書き送る		
★ (慶長18年～19年カ) 3日	同(67歳カ)	同	薬がよく効き、腫物も昨日より癒え、食欲も出 て、回復傾向であることを伝え、また、高岡 で利長の治療に当たっていた内山覚仲・坂 井寿庵も帰ったこと(金沢へ)を聞き、芳春 院は春香院に返書を送る		
★ (慶長18年～元和3年) 〔1613～17〕 4日	同(同)	同	上方の薬がよく効き、腫物は一昨日より快方 に向う、昨日は多く赤味があったが、今朝も 赤味が多いものの、治りつつある、脈も回復 してきたと芳春院は春香院(千世)に書き 送る		

★印は本稿において、新たに確認した未刊の史料に基づくものであり、無印の分は、池田仁子「近世初期加賀藩藩主前田家の病と治療・医家」『研究紀要 金沢城研究』14号、平成28年による。

[表2] 前田利長・玉泉院の病と治療医家の事例

年月 〔西暦〕	人名 (年齢等)	居所	病状・治療・諸方対応等	主な治療医	
				医者名	所属・身分等
★ 天正15年〔1587〕	利長(18歳 く26歳の 誤カ)	越中守山カ	疱瘡に罹る		
★ (慶長11年～15年) 〔1606～10〕 11月24日	同 (45～49歳)	越中富山、 魚津、高岡カ	利長は虫気を患っていたが、落ち着き、回 復し、大慶であると、利常は神尾図書(之 直)・松平伯耆守(康定)に返書を書く		
★ (慶長15年4月カ) 5日	同(49歳カ)	越中高岡	利長は腫物が同様に痛み、食欲もなく、将 軍方より溝口伊豆(善勝)を使用者として見 舞いに遣わしたと、芳春院は春香院に書き 送る(「加藩国初遺文」8巻の卯月朔日付、 秀忠判物写では溝口伯耆(宣勝)と記)		
★ (慶長15年カ) 11日	同(同カ)	同	利長は虫気が起こり、肝をつぶしている、ま た、腫物も再発し、毒絶ちしなければ大破 れになると、芳春院は娘千世に書き送る		
慶長15年〔1610〕 ～16年2月	同 (49～50歳)	同	腫物が再発、徳川家康・秀忠等の間でしば しば見舞状の受け渡し有り(15年4月朔日 秀忠は利長に宛て、所労心許無く、重ねて 溝口伯耆宣勝を遣わし、油断なく療養すべ きと書状を送る)、本阿弥光悦より今枝重 直宛に見舞状が届く		



★☆☆ (慶長15年～18年)	同 (49～52歳)	同	利長における腫物等の快気につき、利常は慶びの返書を重臣(利長付カ)に送る〔6月16日神尾図書・駒井中務少輔(守勝)宛、10月朔日神尾図書宛〕。 また、芳春院は娘千世に、利長の腫物につき大変案じていると書状を書く(10月20日)。さらに、同人は利長の腫物等病につき千世の夫村井長次に宛て、毒絶ちの必要を説き(11日☆)、虫気を患いつつ腫物が再発したことを案じ(6日)、見舞いが叶わないと嘆き(22日)、足の腫物が治るよう念じ(10日)、治癒しないことを案じる(16日)。また、千世夫婦に利長を息災にしてあげたいと悲願の思いを(16日)それぞれ伝える		
★☆☆ (慶長15年～19年)	同 (49～53歳)	同	利長は自身の腫物につき、「一くわん」という薬師が下向する故、宿の手配をするよう、また、内薬を飲んでいるが、ひどく弱り果てていると神尾図書に書送る(2月29日)。また、利長は腫物のため立居が自由にならないと奥村長兵衛に伝えている(正月30日☆)。さらに、利長は物は食べているが、痩せて行く(年月日欠)、或いは腕の痛みが少しおさまってきた(年月日欠)などと妹千世に宛て書き送る。一方、芳春院は娘千世に宛て、利長の腫物が癒えかねるゆえ案じ(21日)、また、案じ暮らしつつ良く効く生薬が必要かなどと書送る(13日)	「一くわん」	(京都の医者カ)
(慶長15年～19年)	同 (49～53歳)	同	利長の腫物につき、家康より纏綿膏を下賜され、使用、ほか高岡の聖安寺、内山覚仲・藤田道閑は談合にて治療する	聖安寺 内山覚仲 藤田道閑	住職 藩医 藩医
慶長16年〔1611〕 5月	同(50歳)	同	腫物再発のため、行歩叶わず	盛方院 (吉田浄慶)	幕医
★ (慶長16年) 6月14日	同(同)	同	利長の治療のため盛方院・慶祐が下向し、治療したゆえ、利長は精気を得て回復した旨、利常は某へ書状を出す	盛方院 (吉田浄慶) 慶祐法印 (曾谷寿仙)	幕医 幕医
同6月～12月	同(同)	同	腫物煩い、盛方院・慶祐法印が幕府より派遣され、治療、処方薬の効き目が一時的に表われるが、平癒は難しく、行歩叶わず	盛方院 (吉田浄慶) 慶祐法印 (曾谷寿仙)	幕医 幕医
慶長17年〔1612〕 正月～閏10月	同(51歳)	同	豊臣秀頼は芳春院に宛て利長の治療に盛方院を遣わし、薬の効果ある由伝える。利長の腫物は痛みあり、依然一進一退を繰り返す	盛方院 (吉田浄慶)	幕医
★ (慶長17年カ) 11月23日	同(同カ)	同	利長の治療のため、盛方院は越中・加賀へ下向していたところ、利常や重臣らは長逗留を要請するが、盛方院は帰京を希望、利常は心もとなく、尚口上にて申し含めると神尾之直に書状を書く	盛方院 (吉田浄慶)	幕医
慶長18年〔1613〕 4月	同(52歳)	同	利長は自身の病気は以ての外のことと述べ、使者をもって幕府に音物を贈る		

★ (慶長18年) 7月29日	同(同)	同	利長の腫物は疾く癒えるよう念じていると 芳春院は千世に書き送る		
★ (慶長18年～19年) 3日	同 (52～53歳)	同	利長の治療に当たっていた内山覚仲・坂井 寿庵を金沢(カ)に帰したことにつき満足で あることなど(一時的に回復したためカ)、 芳春院は春香院(娘千世)に返書を書く	内山覚仲 坂井寿庵	藩医 藩医
同19年〔1614〕 3月	同(53歳)	同	重臣本多政重は利長の腫物再発により、 手足不自由、歩行困難ゆえ、利長の意中を 幕府に伝えて欲しい旨覚書を認める		
慶長19年5月	同(53歳)	同	利長は「唐瘡」の煩いにて、春より金沢の 医師、針立が様々に指集い治療するが、 重体となり、逝去	金沢の医師 針立	藩医 藩医
(慶長14年～19年) 〔1609～14〕	玉泉院 (36～41歳、 利長正室)	越中高岡	利長とともに高岡在城のとき、気鬱に陥る		
★ (慶長19年～元和9年) 〔1614～23〕	同 (41～50歳)	金沢	玉泉院が心を病んでいると宰相(玉泉院 の侍女)は春香院(利家・芳春院の娘、利 長妹)に書状を書く		

★印は本稿における新出史料で確認したことによる。☆印は本稿の本文で紹介した史料に基づく。また、無印の分は、池田仁子「近世初期加賀藩藩主前田家の病と治療・医家」『研究紀要 金沢城研究』14号、平成28年による。

[表3] 天徳院・前田利常の病と治療医家の事例

年月 〔西暦〕	人名 (年齢等)	居所	病状・治療・諸方対応等	主な治療医	
				医者名	所属・身分等
元和8年 〔1622〕7月	天徳院(利常 正室、24歳)	金沢	夏姫出産後、肥立ち不良のため、逝去となる		
寛永16年 〔1639〕5月	利常(3代藩主、 47歳)	江戸辰口邸カ	利常病臥につき、家光は使を遣し見舞う		
同閏11月	同(同)	江戸本郷邸カ	家光は老中を遣わし利常の所労を見舞う		
同17年〔1640〕 正月～2月	同(48歳)	江戸本郷邸	利常所労につき、家光は使を遣し、また、利 常は菓子を拝領する		
同年7月～10月	同(同)	加賀小松	利常は国許にて所労、幕府は寿昌院玄琢 を派遣する。御瘧を発症し、本復した利常 は御礼に加賀絹・能登鱈を進上する	寿昌院野間 玄琢	幕医
寛永18年 〔1641〕6月	同(49歳)	江戸本郷邸	利常所労につき幕府上使が遣され、菓子 を拝領する		
同21年〔1644〕 4月	同(52歳)	同	利常眼病につき、家光は御側用人を見舞 いに遣わす		
万治元年〔1658〕 10月	同(66歳)	加賀小松	12日利常逝去(瀕死に際し、岡本平兵衛 が鍼治、加藤正悦・藤田道仙が脈をとる、 没後の17日要請により在京の幕医武田道 安信重は加賀に赴く)	岡本平兵衛 加藤正悦 藤田道仙	(鍼師カ) 藩医 藩医

池田仁子「近世初期加賀藩藩主前田家の病と治療・医家」『研究紀要 金沢城研究』14号、平成28年による。

[表4] 前田光高・清泰院の病と治療医家の事例

年月 〔西暦〕	人名 (年齢等)	居所	病状・治療・諸方対応等	主な治療医	
				医者名	所属・身分等
寛永8年〔1631〕 5月	光高(17歳、寛永 16年4代藩主)	江戸辰口邸	光高病となり、利常父子は幕府より御見舞いの御書を拝領する		
同15年〔1638〕 正月	同(24歳)	同	光高は疱瘡を患い、家光より銀品を拝領する		
同年8月	同	同	光高病につき、家光より鮭を拝領、幕府若年寄からも御肴を贈られる		
同18年〔1641〕 6月	同(27歳)	同	光高病につき、幕府は上使を遣す。御礼に利常は登城する		
同21年〔1644〕 2月	同(30歳)	同	光高病により、家光は使者を送り、見舞う		
同年5月	同(同)	同	医者意安は光高重臣今枝民部に宛て、光高の病の拝診を了承する旨返書を遣す	啓廻軒吉田意安	幕医
正保2年〔1645〕 4月	同(31歳)	同	光高頓死、(胸痛、一兩度吐逆、その儘絶命、或いは正気失い、気付薬、鍼治、灸治を行なう)	「医師中」	藩医ら
				寿昌院野間玄琢	幕医
寛永15年〔1638〕 2月	清泰院(12歳、 光高正室)	同	清泰院は疱瘡に罹り、尾張等御三家は江戸城に参上し、老中に会い、見舞う。平癒し、家光より祝儀を拝領する		
正保2年〔1645〕 5月	同(19歳)	同	清泰院は産み月につき、幕医大膳亮三悦を藩邸に付け置く	大膳亮三悦(「道峻據」)	幕医
明暦2年〔1656〕 9月	同(30歳)	同	清泰院は五七日不子のところ世界する		

池田仁子「近世初期加賀藩藩主前田家の病と治療・医家」『研究紀要 金沢城研究』14号、平成28年による。

利長の病について、「北徴遺文」(石川県立図書館森田文庫)、「村井文書」2巻、「神尾文書」、「沢存」より利長の書状等27点をすでに把握したが<sup>(19)</sup>、これらも含め、本稿においても表に示したように、現時点では確実な年次比定が困難なものも少なくない。今後詳細な検証によって、利長の病などを中心とした動向が明らかになるであろう。

次に光高の治療における医者意安については、「湯浅三輪両家伝書」(加越能文庫)にみられるが、この史料の影写本が東京大学史料編纂所「前田家所蔵文書」11巻に見えるゆえ、これを紹介すると次の如くである。なお、破損のため判読不明な箇所などは、主に( )にて「湯浅三輪両家伝書」によりルビで補い、「湯浅三輪両家伝書」と異なる記載のある箇所などは、同様にルビで〔 〕に示した。

すなわち「<sup>(先)</sup>刻預貴札候処、致修<sup>(御)</sup>行御報<sup>(若)</sup>明朝<sup>(義)</sup>筑前様(光高)御脉之儀被仰下候、御<sup>(得其意存)</sup>意得候、必御見舞<sup>(可申候唯)</sup>今自是御報可申上と存<sup>(候)</sup>重而預御使候、猶<sup>(明日可得御)</sup>意候、恐惶謹言、五月三日(寛永二十一年)啓廻軒<sup>(御院判)</sup>意安<sup>(法印)</sup>今枝民部様」と記されている。

このように、医者意安は、刊本『加賀藩史料』が示すように「啓通院」でもなく、また、「湯浅三輪両家伝書」にいう「啓廻院」でもなく、「啓廻軒」と称したことが確実であり、姓は吉田とみられる。

なお、年次比定は右刊本が示す寛永21年（正保元年）に依った。

さらに、宛所の今枝民部（1587～1651、直恒）は光高の傅で、家老である。

ともあれ、[表1]～[表4]より問題点に触れながら小括しておこう。まず、慶長から寛永4年までの侍帳における医者についてみると、坂井寿庵・内山覚仲・山科長庵・沢田道可・同道才・飛鳥井理庵・道甫・高田慶庵・藤田道閑・同道仙・不破養軒・名倉不乱・津田宗意・覚与・小林又右衛門・小林幸庵・堀部休庵・大石玄哲・加藤正悦らが記載されている<sup>(20)</sup>。彼らが、それぞれ初期の前田家の医療に具体的にどのように関わったか、今後新たな史料の発掘が期待される。なお、利常の治療の岡本平兵衛について、「寛永四年侍帳」「先代侍帳」「古組帳抜萃」「寛永元年侍帳」などには見えず、「諸士系譜」に記されている岡本左源太（350石、利常に仕え、元禄15年没）のゆかりの人物であろうか。

このように、近世初期では、前田家の医療において、文書や記録類などに藩医の名前が明確に記載されている場合はごく少数であり、藩医として召抱えられる人数も少なかったものとみられる。一方、徳川から幕医の派遣が顕著である。その背景には、徳川家が前田家に幕医を派遣することで、或る意味恩を売り、或いは幕医に前田家の動きを把握させる意図もあったのではなかろうか。すなわち、徳川と前田の間は緊張関係にあったものと解釈される。

また、新出史料などから、特に前田家の人々は利長の病や芳春院に関する史料が多く残存していることがわかる。特に慶長15年の利長の腫物と虫気の患いには、嗣子利常、母芳春院らの心配は尽きることなく、これを気遣う様子は多くの書状から確認できる。さらに、腫物のほか、新たに虫気も加わって患ったこと、腫物の治療に幕医の盛方院・慶祐法印の下向のほか、新たに「一くわん」という薬師の下向も認められた。

一方、芳春院についてみると、歯茎の腫れと大量出血・蛔虫症に加え、身体の腫物及び根太をも患ったことや、曲直瀬玄朔・同元鑑のほか、半井驢庵の薬が病によく効くと認識していたことから、芳春院は驢庵の薬をも使用していたことが推測される。

### 三 金沢城内における5代綱紀以降各時期の前田家の治療と医者

次に、金沢城内における5代綱紀からのち14代藩主になる慶寧に至る各時期の前田家の治療と医者について[表5]にまとめた。なお、この表では人物ごとではなく、総編年とした。

[表5] 5代綱紀から14代慶寧の代の前田家の治療と医者の事例

年月 〔西暦〕	城内の 治療 場所	患者 (年齢等)	症状・病名等	主な治療医		
				藩医、又は その子弟	御用医(所属等、藩領外からの派遣医含)	
					医者名	分類
貞享3年〔1686〕 11月～12月	二ノ丸	綱紀 (44歳、5代藩主)	鼻入口御出来、腹 痞え、咽痛、風邪、 頭痛	堀部養叔 端玄川 坂井泰順		
貞享3年12月	二ノ丸	恭姫 (21歳、綱紀養女)	発熱、頭痛、腹痞え	堀部養叔		
貞享4年〔1687〕 3月	二ノ丸	綱紀(45歳)	逆上せ、足腫気、 食細	堀部養叔		
貞享5年〔1688〕 6月	二ノ丸	同(46歳)	腹痞え、鳩尾痞 え、背張り	堀部養叔		

貞享5年 6月～8月	金谷	豊姫(2歳、5代藩主綱紀の娘)	せわり吐乳・腹虫痛 (前田佐渡邸より金谷へ引越による自家中毒カ)	堀部養叔 端玄仙 坂井泰順 富山周甫 久保寿静	明石立庵 (町医、山科長安弟子、小児科)	b
					岸田如安(町医)	b
					津田寿軒(京町医)	c
					山科理安 (京町医、禁裏御用医)	c
元禄元年[1688] 9月	金谷	同(2歳)	御滞り、吐乳	端玄仙		
元禄2年[1689] 正・閏正・2月	二ノ丸	綱紀(47歳)	頭痛、鼻痛、歯茎痛、顔痛、鳩尾痞え、胸痛、腰部攣り、発熱、咳痰多出、痔痛	(堀部養叔)		
元禄2年3月	金谷	豊姫(3歳)ら綱紀の子女		端玄仙	山科理安	c
享保10年[1725] 4月	金谷	宗辰 (0歳、のち7代藩主)	出生	南保玄隆、久保寿斎、林白立、山科教安、南保玄仲、久保定能、松原寿永、森元育		
延享2年[1745] 5月～6月	二ノ丸	吉徳 (56歳、6代藩主)	時気当り、脾脹、浮腫、食欲不振、不眠→没	中村正白 佐々伯順 林玄潤 池田玄真 大高東元 南保元伯 小宮山了意(全柳) 久保寿安	原田玄覚 (町医、のち本多安房家中医)	b
					岩脇碩安 (横山山城守家中医)	a
					小林意安(町医)	b
					辻祐安(京町医)	c
					奥田宗安 (町医、宗信の弟)	b
					奥田宗信(町医)	b
寛延4年[1751] 3月	二ノ丸	重熙 (23歳、8代藩主)		佐々伯順		
宝暦3年[1753] 9月	二ノ丸	重靖 (19歳、9代藩主)	寒熱、麻疹→没	中村正白 八十嶋貞庵 中村全(侄)安 大庭探元		
宝暦3年10月	二ノ丸	重教(13歳、のち10代藩主)	麻疹	「御医師中」		
寛政7年[1795]	二ノ丸	治脩 (51歳、11代藩主)	過労による発熱、気分減退		萩野元凱 (典薬大允、のち尚薬、金沢出身)	c

文化4年〔1807〕 2月、4月、11月	金谷	治脩(63歳、 前藩主、隠居中)	疝癰(足腰、腹等 の筋肉が引きつっ て痛む)、動悸		畑柳啓 (京都町医、禁裏御用医)	c
					畑柳泰 (京町医、柳啓の弟)	c
文化5年〔1808〕 12月～6年2月	金谷	同(64～65歳、 前藩主)			宇田川玄真 (津山藩医、蘭学者)	d
					藤井方亭 (宇田川玄真の弟子)	d
文化6年〔1809〕 4月、5月、7月～	金谷	同 (65歳、前藩主)			畑柳泰 (京町医、柳啓の弟)	c
文化6年 9月～7年正月	金谷	同(65～66歳、 前藩主)	→没		宇田川玄真 (津山藩医、蘭学者)	d
					藤井方亭 (宇田川玄真の弟子)	d
文化7年〔1810〕 正月	金谷	同 (66歳、前藩主)	→没	横井元秀 内藤宗純 大石慶庵	畑柳泰 (京町医、柳啓の弟)	c
					田中大玄(長甲斐家中医)	a
					津田随分斎(横山家中医)	a
					三宅良雄 (本多勘解由家中医)	a
					白崎玄水 (町医、三ヶ所御用医)	b
文政4年〔1821〕 10月	二ノ丸	貞琳院 (60歳、12代藩主 齐広生母)	卒中風、痰ゼン (喘息)→没	江間篁斎 丸山了悦	田中大玄	a
					梁田養元(小松町医)	b
文政7年〔1824〕 6月～7月	竹沢	齐広 (43歳、前藩主、 隠居中)	麻疹、高熱、下痢、 吐瀉、痔疾、腹痛、 昏睡→没	江間篁斎 石黒玄丈 高木学純 丸山了悦 梁田耕雲(養元)	津田随分斎(横山家中医)	a
					前田土佐守家中医	a
					前田弾蕃家中医	a
					竹中文輔(京町医)	c

天保5年〔1834〕 5月	金谷	延之助(14歳、前藩主齐広の子)	疱瘡→没	江間篁斎 石黒玄丈 丸山了悦 大庭探元 二木順孝 森快安	津田随分斎 (横山山城守家中医)	a
					遠田元準 (前田土佐守家中医)	a
					片山君平 (奥村丹後家中医)	a
					山本文玄斎(町医)	b
					高嶋大膳 (本多勘解由家中医)	a
					森良斎 (横山山城守家中医)	a
天保12年〔1841〕 2月、3月、6月	二ノ丸	栄探院 (53歳、13代藩主齐泰生母)	精神的疲労、水瀉、下痢	森快安 大庭探元 丸山徹叟(了悦) 加藤邦安 長谷川学方 鈴木立白 梁田方叔 高嶋正穎 江間篁斎 藤井方亭	津田随分斎 (横山山城守家中医)	a
					片山君平 (奥村丹後家中医)	a
					森良斎 (横山山城守家中医)	a
					三宅当一 (本多播磨守家中医)	a
					広野了玄(町医)	b
					山本安房介(禁裏医師)	c
天保12年〔1841〕 6月～8月	二ノ丸	基五郎(9歳)・ 豊之丞(7歳) (ともに13代藩主齐泰の子)		藤井方亭 高嶋正穎	小林豊後守(禁裏医師)	c
天保13年〔1842〕 5月、6月	二ノ丸	齐泰 (32歳、13代藩主)	脚気、足張り、むくみ、時気当り、発熱、乾嘔	大庭探元 長谷川学方 江間篁斎 加藤邦安 横井自伯 小瀬貞安 鈴木立敬 鈴木立白 高嶋正穎 小川玄沢 中野随庵 二木順孝 江間元林 津田昌溪 関玄迪 松田常安 黒川元良 加来元貞 久保三柳	片山君平 (奥村丹後家中医)	a
					森良斎 (横山山城守家中医)	a
					明石春作(長家家中医)	a
					横山政次郎家中医	a
					山本文玄斎(町医)	b
					鶴見啓輔(町医)	b
					小林豊後守(禁裏医師)	c

天保13年〔1842〕 6月～7月、 14年7月	金谷	真龍院 (66、67歳、前藩主 齊広正室)	発熱、瘧、高熱	長谷川学方、大庭 探元、森快安	小林豊後守(禁裏医師)	c
天保14年〔1843〕 2月	二ノ丸	基五郎(11歳)・ 豊之丞(9歳)	高熱、斑点発生、 疱瘡	森快安、大庭探元、 高嶋正頼、長谷川 学方、江間篁斎		
嘉永3年〔1850〕 11月	二ノ丸	榮操院 (62歳、13代藩主 齊泰の生母)	水腫、痔脱疾	加来元貞、堀昌 安、森快安、大庭 探元	山本文玄斎(町医)	b
					渡辺元隆 (横山図書家中医)	a
					洲崎白順(町医)	b
元治元年〔1864〕 8月～12月	金谷	慶寧(35歳) (次期14代藩主)	肝癰の症、拘攣顕 著、外威の邪気による 脾胃機能不全、胆汁逆行の 症、激しい下痢、 乾嘔、食欲不振、 胃中の灼熱による 瞳孔機能障害、内 障眼	江間三折、久保 三柳、小瀬貞安、 加来元貞、藤田玄 碩、不破文仲、堀 大菴、横井元中、 魚住恭菴、八十嶋 祥菴、桜井了元、 二木順孝、二木 東庵、長谷川学 方、池田玄昌、関 伴良、河合円斎、 河合善哉、片山 君平、片山亮雄、 高嶋正平、吉田淳 庵、黒川良安、高 峰元稜、鮭延良 節、吉益西洲、山 本文玄斎	吉田元琇 (浴姫〈景德院〉付、幕医)	c
					坂春庵 (浴姫〈景德院〉付カ、幕医カ)	c
					渡辺元隆(横山蔵人家中医)	a
					洲崎伯順(豎町の町医者)	b
					畑春斎(眼科医)	?
					順道(未詳)	?

池田仁子『近世金沢の医療と医家』岩田書院、平成27年(『研究紀要 金沢城研究』8～12号収載の分を再編成し新稿を追加)及び同「元治元年 前田慶寧の退京・謹慎と金谷御殿における治療」『研究紀要 金沢城研究』13号、平成27年により作成。また、四角囲いの者は、本人もしくはその後裔が、のちに藩医に登用されたことを示す。

[表5]では、主な治療医として、藩医、又はその子弟のグループと、藩領外から派遣・招請された御用医のグループに分けた。このうち御用医の分類では、aは重臣お抱えの御家中医、bは金沢・小松の町医、cは京の町医・宮廷医家及び幕医、dは他藩の藩医、蘭学者及びその弟子とした。これは、あくまで事例であり、かつ延べ数であるが、その結果、aが23例、bが15例、cが16例、dが4例、不明が2例である。このことから、前田家の医療・治療に加わった医者の中、藩医以外の医家をみると、aの御家中医がもっとも多い。次に京都の町医・宮廷医家、幕医が多く、さらに、金沢・小松の町医が続く。重要なのは、dの宇田川玄真・藤井方亭といった蘭学者も招請されている点である。このことは、蘭学が当藩に受容されている一面と考える。これら町医や御家中医は、診療当時の身分・所属を示すものであるが、藩医以外の四角囲いの医家は、本人またはその後裔がのちに藩に登用されたことを示す。これも延べ人数でみると、御用医の総計60人中、22人がのちに藩に召し抱えられており、全体の4割近くに当たる。つまり、前田家の診療に加わった藩医以外の医家は、のちに藩に召し抱えられる場合が少なくなかったことがわかる。

また、近世初期と比較し藩医や御家中医・町医といった医者も支配・所属面よりみると次第に多数



となり、医術・医学の進展により、より優れた医者を前田家が求め治療に当らせていることがわかる。

次に〔表5〕の治脩の病と治療医者の荻野元凱（1734～1806）について触れておこう。

〔袖裏雑記〕37巻（加越能文庫16・28～20）によれば「秋」に治脩を診療したという荻野による治脩の御容躰書の署名は「典薬大允 源元凱草」とある<sup>(21)</sup>。荻野は金沢出身の宮廷医家であるが、典薬大允に任ぜられるのは、寛政6年（1794）で、さらに尚薬になるのは同10年（1798）である。この間、「秋」に治脩が在国なのは、寛政7年（1795）と同9年に限定されることになる。しかし、何よりも決定的なのは、上記「袖裏雑記」の記述は、寛政8年2月であることを新たに発見した。ゆえに、〔表5〕では、「去秋」である治脩の治療の年月の欄は、寛政7年とした。

さらに、〔表5〕の慶寧の治療における医家について、典拠となった「拝診日記」には苗字が不明の場合もあった。しかし、その後の調査により、「大葺」（大安・大庵）と記されている人物につき、「公私心覚」14巻、安政3年6月15日条に「御医者 徳田純作 堀大葺」と見えるゆえ、大葺の苗字は、堀であることが分かる。なお、同人は堀宗元（天保6年7月13日、宗叔と改称〈「諸士系譜」〉）の子とみられる。また、東庵（桃庵）の苗字は二木であることが「同」10巻、安政2年3月11日・同5年5月24日条にて判明する。さらに、善哉は「同」19巻、文久2年6月22日条に「円斎セかれ 河合善哉」と記されており、河合であることがわかった。また、吉田元琇（玄琇）については、「同」17巻、安政7年正月27日条に「御守殿（溶姫、景德院）附御医者 吉田玄琇老」と記されていることを確認した。因みに、吉田玄琇に関して、この後文久3年（1863）「姫君様御入国四品帳并御道中触等」によれば、藤井方朔・大津道順・吉田淳庵といった藩医とは異なり別項目に、つまり幕臣らが列举されている「姫君様御供之御附衆」として「御ヒ御医師津軽良春院老」とともに「御医師 吉田玄琇老」と見えることから<sup>(22)</sup>、幕医とみられ、かつ加賀藩の御用医者として解釈できる。一方、上記史料には坂春庵の名は見えず、先の「拝診日記」には、「坂春庵老」と記載され、常に「吉田玄琇老」と一緒に慶寧の拝診を行なっていることから、同様に、幕医で当藩の御用医者としてみられる。

## おわりに

本稿では金沢城主で加賀藩の藩主前田家における病と治療医家について、新出史料をも加味しながらみてきた。すなわち、若き利長が疱瘡に罹ったこと、隠居後腫物に加え、虫気をも患ったこと、芳春院も腫物・根太を発症したことを新たに確認し、芳春院の2年続きの歯茎よりの出血につき考察を深めることができた。以下、一応の区切りとして、これらのことごとくを含め、各代ごとに人名、発病及び治療場所、病状、担当した治療医家といった面より整理し、今後の課題について触れながら、近世全体を通しまとめておきたい。

なお、初代利家から4代光高の代までの近世初期においては、京都・大坂・江戸・金沢、越中高岡、加賀小松などにおけるものであり、5代綱紀からのちの14代藩主慶寧までの各時期においては、金沢城内の各御殿における諸相、事例であり、城内の利用の有り方にも関わるものである。

初代利家に関して、草津温泉での湯治では、針立て以白の針治療を受け、のち蛔虫症等で没するが、保養のため大坂の屋敷内の庭や大坂城内山里丸を遊覧する<sup>(23)</sup>。

利家と正室芳春院の子利政は京都にて疱瘡に罹り、夕庵の治療を受ける。

江戸での芳春院は、喉痛・蛔虫症、下痢・嘔吐、歯茎からの大量出血（壊血病カ）などが起こり、幕医の曲直瀬玄朔・同元鑑の治療やキリスト教会の薬のほか、同様に幕医の半井驢庵の薬をも使用していたことが分かった。

2代利長は越中守山城において疱瘡に罹るが、隠居後高岡では腫物の再発に加え、虫気をも患う。

腫物との闘いは足掛け5年に及び、腕や足にも広がり激しく痛み、立居も不自由となる。腫物の箇所を指で押すと膿が浮き上がり、また、物を食べても肥えるどころか痩せていくと、利長自身の書状で嘆く様子から、いかに苦しい闘病生活を送っていたか、容易に推察できる。この間幕府からの見舞状や幕医の盛方院（吉田浄慶）及び慶祐法印（曾谷寿仙）も派遣され、また、「一くわん」という薬師も京都から下向する。平生は内山覚仲・藤田道閑・坂井寿庵ら藩医や高岡の聖安寺の住職の治療を受けるが、時には金沢から本道医や針立医の藩医が呼寄せられたものとみられる。

一方、利長の正室玉泉院は、利長の生存中は高岡にて、また、利長没後は金沢において、気鬱などに陥り心を病んでいることがわかった。

3代利常正室天徳院は産後の肥立ちが不良のため24歳にて逝去する。

次に、江戸辰口邸及び同本郷邸や隠居城加賀小松城における利常の病をみると、小松で瘡を発症し、幕医の野間玄琢の治療を受け、のち眼病を患う。江戸藩邸などでの病に対しては、しばしば幕府より見舞いを受ける。小松での危篤の際には、針立の岡本平兵衛や藩医の加藤正悦・藤田道閑などが手当てするも落命する。その訃報が届かないまま、在京の幕医武田道安信重<sup>(24)</sup>は加賀へ下向している。

4代光高の病は、江戸藩邸におけるもので、父に先立ち逝去する。24歳の時瘡に罹り、のち何らかの発病には幕医の啓廸軒意安（吉田宗恪）の治療を受けるが、翌年頓死する。この時、胸痛の後吐逆し正気を失い、幕医の野間寿昌院玄琢（成岑）の灸治を受けるが、絶命する。

光高の正室清泰院は光高の瘡瘡の翌月同様に瘡瘡を患う。のち、正保3年産月の際には幕医大膳亮三悦（道峻、好庵）の診療を受け、明暦2年数日間の闘病の末他界する。

次に、5代綱紀からのちの14代慶寧までの各時期の病・治療医家について整理したい。

まず、金沢城二ノ丸御殿における綱紀の様相について、貞享・元禄期では風邪、出来物・腫気、痞え、歯痛などが起こる。元禄綱紀には頭痛・痰・痞えといった持病があったが、藩医の堀部養叔らの治療を受ける。乳児である綱紀の娘豊姫に対しては、金谷屋敷の新御殿において激しい吐乳などの自家中毒とみられる症状のため、藩医のほか、町医で小児科の明石立庵らが、また、京の町医津田寿軒や禁裏御用医の山科理庵らが下向し、それぞれ治療に当る。なお、金谷屋敷における前田家の居住利用は、豊姫が最初であった。

6代吉徳は二ノ丸御殿において脾膨、浮腫が起こり、中村正白ら多数の藩医のほか、原田玄覚ら町医、岩脇碩安ら御家中医に加え、京の町医辻祐安も要請され、下向して治療に加わる。

金谷御殿にて、のちの7代宗辰の出生時には藩医の南保玄隆らが診療する。また、二ノ丸において8代重熙の病には藩医の佐々伯順が、9代重靖の寒熱・麻疹には藩医の中村正白らが、それぞれ治療に当る。さらに、のち10代藩主となる重教は麻疹に罹り、二ノ丸にて藩医らが治療する。

11代治脩については、藩主在職中の二ノ丸御殿での過労による発熱などに対しては、京都より下向する金沢出身の宮廷医家荻野元凱の治療を受ける。また、金谷御殿において隠居後の治脩は疝癖などの病を患い、宮廷御用医の畑柳啓、同人弟の京医畑柳泰や津山藩医で蘭学者の宇田川玄真、同人弟子藤井方亭、御家中医の田中大玄、三ヶ所御用医の白崎玄水ら藩医以外の多くの医家の治療をも受ける。

12代斉広の生母貞琳院の卒中風、喘息には、藩医の江間篁斎、御家中医田中大玄、小松の町医梁田養元らが二ノ丸御殿にて手当てを施すが、絶命する。

一方、斉広は竹沢御殿に隠居するが、麻疹・痔疾が重く、藩医江間篁斎、御家中医津田随分斎らのほか、京の町医竹中文輔も招請され治療するものの逝去する。さらに、金谷御殿での斉広の子延之助の瘡瘡の治療には、藩医江間篁斎らが、また、同御殿での斉広の正室真龍院の瘡の手当には藩医長谷川学方らのほか、宮廷医家小林豊後守も招請され治療に当る。

13代齊泰の生母榮操院は二ノ丸にて下痢や水腫・痔疾などを患うが、これらには、森快安ら多くの藩医のほか、片山君平ら御家中医や町医の広野了玄らが、また、招請された宮廷医家の山本安房介も治療を行なう。

一方、天保期二ノ丸における齊泰の子、基五郎・豊之丞に対し、藩医の高嶋正頼らのほか、禁裏医師の小林豊後守も診察に加わる。また、彼等の疱瘡には大庭探元らの藩医が治療する。

次に、二ノ丸御殿での齊泰の脚気などに対し、大庭探元など多数の藩医のほか、森良斎らの御家中医や町医の山本文玄斎らのほか、宮廷医家の小林豊後守も下向し手当とする。

幕末期禁裏警衛の任に当り退京することになり、のちに14代藩主になる元治元年慶寧の金谷御殿での病の治療と医家については、癰痺之症、思慮過多による精神衰弱、食欲不振、激しい下痢、痰血、胸腹痛、外威之邪気による脾胃不和、肝癰之症、内障眼、胆汁逆行之症といった重病に至り、上記のように医家の診断がくだされる。これに対し、江間三折ら27人の藩医及び慶寧の生母溶姫（景德院、家斉娘、齊泰正室）付の幕医吉田元琇・坂春庵のほか、御家中医の渡辺元隆、町医の洲崎伯順、眼科医の畑春斎、順道（詳細未詳）といった、総勢33人の医家らが一昼夜三交代で治療に携わった。

このように、診療時町医や御家中医の中には、前田家の治療に加わり、治脩以降幕末に向け、多数の治療医家がのちに藩医として本人または後裔が藩に登用される場合は、かなり多数の事例が認められた。ここには、前田家が医療に関し、より優れた技術・情報などを希求していたことが推測される。

また、当然ながら史料の残存の有無を考慮しなければならないが、近世初期では徳川は加賀前田家に対し、幕医を京都などから派遣し治療に当らせた。こうした傾向は、徳川政権の安泰や加賀藩の医療制度の確立などを背景に、5代綱紀以降金沢においては徳川から前田家の国元加賀への幕医派遣という問題は見受けられないものの、形を変えながら引き継がれることとなる。例えば6代吉徳の代などにみられるように、藩主・藩老らの協議の上で、医術の進んでいる京都等からの優秀な医者を選定が行われ、招請するといった場合も少なくなく、幕末ころまで続けられたことは注目される。

また、一方で藩医のみならず町医・御家中医の多数が、前田家の診療・治療に加わる傍ら、京・江戸などから優れた宮廷医家のほか京・江戸の町医を招請する傾向は初期より全時期に亘ってみられる点も見逃せない。

さらに、初期の利家・利長や幕末の慶寧の事例などにみるように、為政者側の病気が政治的動向を左右することなどすでに明らかである<sup>(25)</sup>。こうした病気・医療面での視座は重要であり、政治史と絡めて史実を明らかにしていくことも今後の課題である。また、治脩以降前田家の医療に関わった医家の中には、徐々に新しい蘭医学を学ぶ者も現われ、藩領内における蘭学の受容の一面が窺われる。こうした医家らはどのように医術を学んだのか、遊学の問題や医家同士の交流、或いは近代に向けての幕末維新期の医療政策の問題のほか、城下の医療や医家について、さらに他藩との比較検討も加え、今後の課題は山積みである。

## [註]

- (1) 池田仁子 (a) 『金沢と加賀藩町場の生活文化』岩田書院、平成24年、(b) 『近世金沢の医療と医家』岩田書院、平成27年（『研究紀要 金沢城研究』8～12号まで収載した分を再編成し、新稿を加えた）、(c) 「近世金沢の医療—`伝統`の礎と社会史的意義を探る—」（地方史研究協議会編『`伝統`の礎—加賀・能登・金沢の地域史—』雄山閣、平成26年）、(d) 「元治元年前田慶寧の退京・謹慎と金谷御殿における治療」（『研究紀要 金沢城研究』13号、平成27年）、(e) 「近世初期加賀藩藩主前田家の病と治療・医家」（『同』14号、平成28年）、(f) 「加賀藩における庭の利用と保養・領民」（長山直治氏追悼論集『加賀藩研究を切り拓く』桂書房、平成28年）など。

- (2) 利家・芳春院・利長・利政らの動向については、池田公一『槍の又左 前田利家—加賀百万石の胎動—』新人物往来社、平成11年、同(池田こういち)『前田利家』学習研究社、平成13年、同『加賀百万石をつくった名君 前田利長』新人物往来社、平成22年などを参照した。
- (3) 前田育徳会尊経閣文庫『加賀藩史料』清文堂出版、昭和55年復刻などにも部分的に収録。本文では、これを刊本『加賀藩史料』と称する(註(19) 医者在意安についても、右書第3編に「湯浅家伝書」として収録)。
- (4) 池田仁子、前掲(1)(e)。
- (5) 池田仁子、前掲(1)(e)。
- (6) 「越前敦賀小宮山家文書 十村渡辺家文書目録」『石川県郷土資料館紀要』5号、昭和55年、138～143頁、及び石川県立歴史博物館『利家とまつをめぐる人々——大河ドラマ放映推進事業——』平成13年所収。宛所の長兵衛は「気多神社文書」などにも見られる奥村長兵衛であろう(『気多神社文書 第一』気多神社、昭和52年、69・70頁、『同第二』昭和55年、138～143頁)。また、この時期、長兵衛の文書については、大西泰正氏による「前田利長発給文書目録稿」(同編『前田利家・利長』戎光祥出版、平成28年)にも散見される。さらに、「村井文書」1巻所収の利長書状、長兵衛宛、4月14日付には、「此中しゆもつおこり申候由まいらせ候、」と見え、長兵衛が腫物を患ったことがわかる。
- (7) 『前田土佐守家資料館所蔵・射水市新湊博物館所蔵芳春院まつの手状図録』前田土佐守家資料館、平成24年、22頁による。
- (8) 前掲(7)、原本は射水市新湊博物館蔵。なお、本稿全体を通し、芳春院の消息については、前掲(7)の瀬戸薫氏による解説・解説を参照した。
- (9) 池田仁子、前掲(1)(e)。
- (10) 池田仁子、前掲(1)(e)。
- (11) 金沢における惣構堀の創建年次を検証したものに、木越隆三「金沢の惣構創建年次を再検証する」(『日本歴史』780号、平成25年)がある。
- (12) 高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』巻11、続群書類従完成会、昭和55年、195頁。京都府医師会『京都の医学史』思文閣出版、昭和55年、158・159頁。
- (13) 前掲(7)『前田土佐守家資料館所蔵・射水市新湊博物館所蔵芳春院まつの手状図録』39頁。
- (14) 池田仁子、前掲(1)(b)第2編第1章。
- (15) 溝口善勝・宣勝については、前掲(12)高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編、巻3、125・126・133・134頁。池田仁子、前掲(1)(e)。
- (16) 宰相については、石野友康「玉泉院永姫に関する一史料と発給文書」(『研究紀要 金沢城研究』13号、平成27年)がある。なお、加賀藩の藩政史料については、石野友康・大西泰正両氏に多くの御教示を賜った。
- (17) 盛方院については池田仁子、前掲(1)(e)。
- (18) 「後撰芸集」については大西泰正氏の御教示による。
- (19) 利長等27点の手状及び光高の診療における「湯浅三輪両家伝書」の医者在意安については池田仁子、前掲(1)(e)。
- (20) 池田仁子、前掲(1)(b)、第2編第1章。
- (21) 前掲(3)11編、866～868頁に、ほぼ収録。但し、右書では、脱漏があり、また、返り点が省略されている。さらに「去秋」とは寛政6年に比定しているが、これは寛政7年の誤りであることを今回新たに確認した。同様に、池田、前掲(1)(b)85～86頁で、安永4年以降寛政5年の間と推定したが、少なくとも上記御容躰書に記された萩野による治脩の治療年は寛政7年であることが分かった。したがって、これも訂正しておきたい。
- (22) 溶姫の加賀下向については、石野友康「溶姫の加賀下向と金沢城」『研究紀要 金沢城研究』12号、平成26年。
- (23) 池田仁子、前掲(1)(f)。
- (24) 武田道安に関する史料としては、木越隆三「前田光高の学識を探る」(長山直治氏追悼論集『加賀藩研究を切り拓く』桂書房、平成28年)がある。
- (25) 池田仁子、前掲(1)(d)(e)。なお、利長における病中などの隠居政治については、見瀬和雄「前田利長の遺識と慶長期の加賀藩政」(加賀藩ネットワーク編『加賀藩武家社会と学問・情報』岩田書院、平成27年)、萩原大輔「前田利長隠居政治の構造と展開」(『富山史壇』178号、平成27年)などがある。



# 近代庭園の特色とその保護の動向

栗野 隆

## はじめに

日本近代の庭園は、近世以前の庭園と比較にならないほど、姿や形の全く異なる様式がいくつも形成された点で特異である。

そのひとつの洋風庭園は、日本の西欧的近代化を端的かつ明快に示すものである。従来の日本庭園についても、西洋の庭園文化の受容によって、日本庭園における「和」の概念が西洋と相対的に捉えられ、旧来の伝統様式を近代的な感覚で問い直した庭園へと革新していった。さらに昭和初期には、多数の庭園作家の台頭に加え、建築家や芸術家も作庭を試みるものが現れた。庭園は海外のモダニズム思潮を取り入れたもの、芸術表現の性格が強い造形的なものなど、近代主義庭園とでもいうべきものとして、その多様化がますます拡大していった。

本稿では、最初に、このようにダイナミックな展開を見せた日本近代（幕末・明治・大正・昭和前期）の庭園について、「洋風庭園」、「和風庭園」、「近代主義庭園」という観点から、それぞれの様式形成過程や空間デザインの特徴を通覧する。次に、近代の庭園の保護の動向についても概観してみたい。

## 1. 洋風庭園の系譜

西欧文化の伝来と洋式造園の登場という観点では、17世紀以来の長崎出島オランダ商館庭園がわが国最初の洋式庭園<sup>(1)</sup>であり、外国人居留地を中心に、明治初期に擬洋風庭園の誕生をみている。

ただし洋行帰りの博物学者・田中芳男の立案による円形の泉と同心円状の花壇を配した大阪の舎密局園圍構想（幕末期）<sup>(2)</sup>、環状に園路が巡った芝生を基調とする東京湯島の田中不二麿邸庭園（1876年頃完成）<sup>(3)</sup>などのように、純洋風庭園ももちろん存在した。

### (1) 和洋折衷式としての「芝庭」の流行

皇室・皇族・華族などの特権階級や政府高官・実業家らは、洋食・洋服など衣食住に関わる西欧的な生活様式を導入し、そのステイタス・シンボルとして洋館を構え、接客空間の充実を進めた。しかし日常生活は依然として和館で営まれ、和館と洋館が同一の敷地に位置した「和洋館並列型住宅」が、明治中期以降の特徴的な建物配置形式として形成された（図1）<sup>(4)</sup>。和洋館並列型住宅は、和館と洋館が隣接したことから、全く性格の異なる建物が並んで見える点に外観上の違和感もあった。そのため庭園には、和洋の建物が併存する景観を調和させるため、広々とした芝生に緩やかに蛇行する園路を設け、芝生の処々に丸型の刈込や捨石（捨てたように無造作に配した伏石）をあしらった、和洋折衷式とでもいうべき「芝庭」が現れた。芝庭は近代社交の一形態として定着しつつあった園遊会の場としても歓迎され、上流階級の住宅を中心に、大いに流行したのである<sup>(5)</sup>。

特に東京では、芝庭の先駆といえる麹町雉子橋の大隈邸庭園（1878年完成、図2）をはじめ、明治神宮旧御苑（1884年完成）、霞ヶ関の有栖川宮邸庭園（1884年完成）、永田町の鍋島邸庭園（1892年完成）、下谷茅町の岩崎邸庭園（1896年頃完成、図3）など、芝庭を持つ庭園は枚挙にいとまがない<sup>(5)</sup>。

とりわけ、芝庭の典型とされる目白の細川邸庭園（1893年完成）については、華道家・近藤正一の著書『名園五十種』（1910）に、「芝生の間を円く繞る小径、松や躑躅の姿が半円形をなせるなど、所謂

曲線の調和が巧く出来て居る為に眼の運動が滑かに為り従て美観も現れ、精神にも愉快を感じる（中略）斯る意匠の庭園は和風の座敷にも悪はないが、洋館には一層その調和が可いやうに思ふ」<sup>(6)</sup>と記され、園路や植栽による「曲線の調和」こそが、芝庭の空間デザイン上の本領であったことが分かる。

芝庭という様式は、とりわけ皇室と関係が深い。というのも、明治天皇と宮内省内匠寮技師・小平義近が様式の形成に寄与した人物と目されているからである。例えば、明治神宮旧御苑築造の際には、「こゝへ斯う道をつけねばいけぬ。一本路では散策にならぬ故、うねうねと曲折を多くするのがよい」と、天皇自らが小平の作成した設計図上に曲線園路を示したというエピソードが残る（中島卯三郎、「明治神宮の旧御苑」、庭園と風景 13 卷 3 号、1931 年）<sup>(7)</sup>。また、明治 29 年（1896）に旧来の庭園を芝庭に改造した元離宮二條城本丸庭園も、改造の指示は明治天皇が出し、実際の築造に小平が関与したと考えられている。さらに、各地に造営された天皇の御用邸で庭園を小平が手掛けたものには、田母澤御用邸（1899 年完成）、静岡御用邸（1900 年完成）があるが、庭園は悉く芝庭が採用されているのである<sup>(8)</sup>。

## （2）純洋風庭園の勃興

明治末期から大正期に至り、幾何学的・図案的な構成を主軸とする本格的な純洋風庭園が現れた。それらは、皇室庭園、富豪層の住宅庭園、大学キャンパスの庭園などにみられる。

皇室庭園の主たる例は、福羽逸人が仏人造園家、アンリ・マルチネの協力を得て明治 39 年（1906）に洋風に改造をおこなった新宿御苑である。

住宅庭園の純洋風化に重要な役割を担ったのは近代建築の父、ジョサイア・コンドルであろう。コンドルは近代東京を中心に、明治末期から大正期にかけて高輪の岩崎邸（現・三菱開東閣）、綱町の三井邸（現・三井倶楽部）、西ヶ原の古河邸（現・旧古河庭園、図 4・5）などで、洋館とともに洋風庭園の監修や計画に関与した。東京の近代住宅は台地端部に立地するものが多く、コンドルの関与した洋風庭園も洋館とセットで台地上部に配置され、時に斜面を階段状に造成し、テラス式庭園として意匠化を図った。なお、崖線下の低地部は、湿潤地であることを利用して和風の池庭とされた。したがって台地上に洋風庭園、低地部に和風庭園を具備した「和洋併置式」といわれる様式が形成されていった<sup>(9)</sup>。

近代の関西でも、椎原兵市や橋本八重三といった近代造園家が富豪層の住宅に純洋風庭園を試み始めたが、とりわけ阪神間に数多く造られた。特に意匠的に傑出したものは六甲山中腹に大谷光瑞が造営した二楽荘庭園（1908 年頃完成）である（大正 5 年以降、久原房之助が所有した）。本館の外観はインドのアクバル皇帝時代の建物やタージマハルを模し、庭園は本館の前後に配置されていた。玄関側の前庭は自然石を荒々しく配し、処々に草木を植栽したロックガーデン、反対側の主庭は中央に噴水を設け、全体を直線園路で区画して多様な草花による文様を巧みに作りだした毛氈花壇や境栽花壇を配したものであったことが古写真から判明する（図 6・7）。しかし残念ながら本庭園は昭和 7 年（1932）に本館が出火して炎上し、灰燼に帰した。現在は跡形もなく、まさに幻の洋風庭園と呼ぶに相応しいであろう<sup>(10)</sup>。

## （3）実用主義庭園の登場

明治末期から大正期にかけては、煤煙や水質汚濁などの公害問題が顕在化し、コレラなど伝染病の流行とともに都市域では深刻な世相を呈していった。これに対し内務省は住宅地の郊外化を啓蒙する『田園都市』（1907）を刊行、大手私鉄会社の鉄道網の拡大とともに、沿線が郊外住宅地として開発されていった。これ以降、家庭博覧会（1915）、生活改善博覧会（1918）など、中流階級の生活改善の啓蒙を意図したイベントの開催、住宅改良会による「住宅」（1916）や生活改善同盟会による「生活」



図1 和洋並列型住宅の外観（黒田邸）  
出典：『建築雑誌 第150号』、1899年

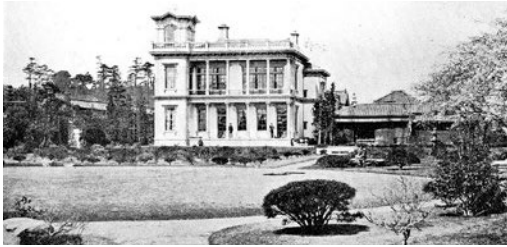


図2 麴町雉子橋の大隈邸  
出典：小澤圭次郎『明治庭園記』『明治園芸史』所収、  
日本園芸研究会、1915年



図3 下谷茅町の岩崎邸（筆者所蔵）

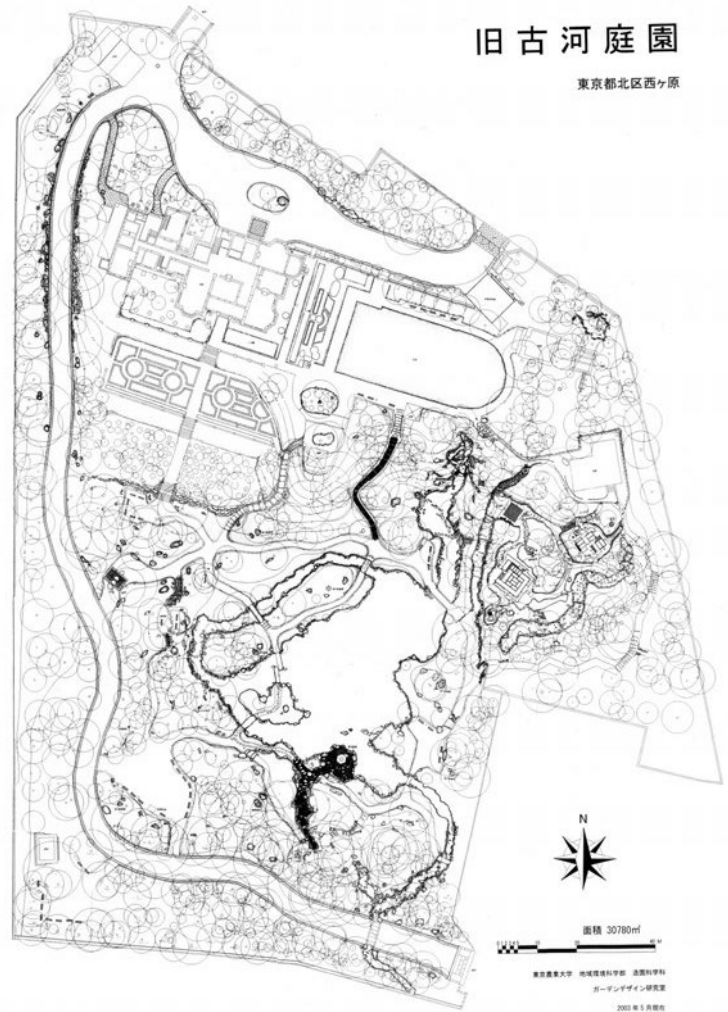


図5 旧古河庭園現況平面図（東京農業大学所蔵）



図4 西ヶ原の古河邸洋館  
出典：『古河虎之助君伝』古川虎之助君伝記編纂会、1953年





図6 六甲の二楽荘のロックガーデン  
出典：『建築工芸叢誌 第20冊』、1913年

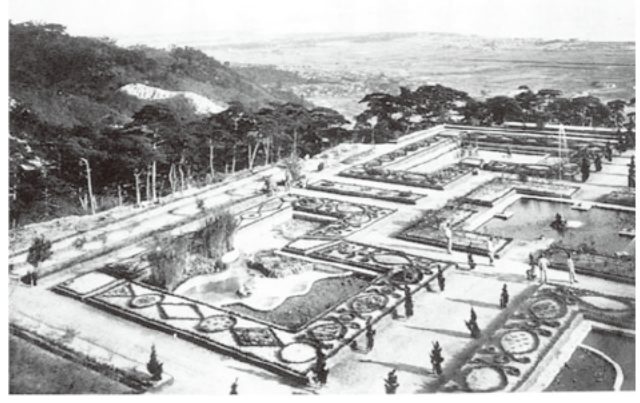


図7 六甲の二楽荘の毛氈花壇  
出典：『建築工芸叢誌 第20冊』、1913年



図8 実用主義庭園の一例  
出典：『住宅と庭園 第1巻第2号』住宅と庭園社、1934年

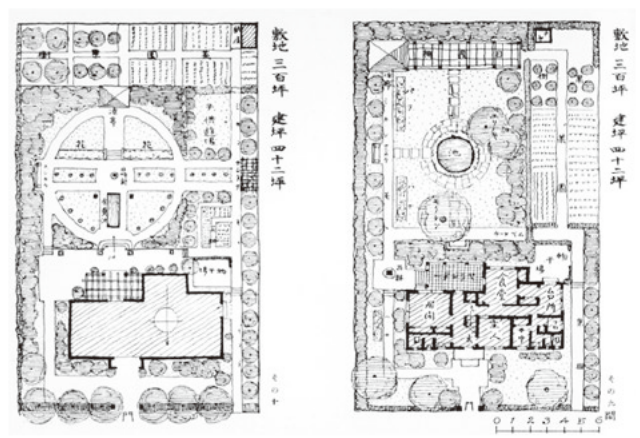


図9 実用主義庭園の小住宅  
出典：椎原兵市『現代庭園図説』現代庭園図説刊行会、1924年



図10 無隣庵庭園の平面図  
出典：重森三玲『日本庭園史図鑑 第19巻』有光社、1937年

(1920)の雑誌創刊など、大正期を中心に住宅改良運動が巻き起こった。具体的には、台所や居間などに欧米様式を導入し、住まいの洋風化が進展してくるのだが、そのなかで新たな庭園像の模索が始まったのである。

東京帝国大学で教鞭を執っていた造園学者・田村剛は、建築家や教育家らとともに生活改善同盟会の調査会一員として『住宅改善の方針』(1920)の創案に参画、田村は庭園改善の検討において、戸外室、運動場、バックヤード、菜園などを重視した「実用主義の庭園」を掲げた<sup>(11)</sup>。それは庭園を実用住宅の一部分と位置づけ、戸外の居室として経済的に利用し、生垣を推奨して街路の装飾にも役立てようとするものであった。意匠的には、「果樹や蔬菜や花卉や緑陰樹或は芝生等を用い(中略)花壇や道路や植栽や区画等の線を、悉く直線として行く」(『実用主義の庭園』、1919)もので<sup>(12)</sup>、中流階級の住宅庭園にも「洋風」の概念が取り込まれる画期となったのである(図8・9)。

## 2. 和風庭園の系譜

### (1) 近世様式の継承

『築山庭造伝(前編・後編)』(1735・1829)、『石組園生八重垣伝』(1827)など、江戸中期以降は各種の庭園指南書が全国各地に流布し、「築山・平庭・茶庭」を庭園の基本形式と定め、細部の意匠には「真行草」という格式の概念を導入し、石組や垣根とともに庭園の定型化が図られた。この傾向は明治・大正期に至ってもみられた。例えば、本多錦吉郎『図解庭造法』(1890)、中島義信(春郊)『庭造法図式大鑑』(1911)、杉本文太郎『日本庭造法真行草三体図案新書』(1916)などでは、江戸期と同様に庭園の築山や石組、園路意匠などについて「真行草」に分類し、作庭上の要点を解説している。近代京都では、「真行草」を庭園に初めて導入した嵯峨流を起源に持つ、新嵯峨流と名乗った庭園流派が存在し、三態の格式にならった古典的築造をおこなっていた<sup>(13)</sup>。

### (2) 山縣有朋の近代的造園感覚

一方、新たな造園感覚で従来の日本庭園とは異なる作庭をおこなう人物が現れた。それは、明治の元勳・山縣有朋である。造園学者・田村剛は、「山縣公の好まれた庭といふものは、いづれにしても、地形に相当の変化がありまして、そして環境を出来るだけ利用する、利用し得るやうな場所を選んでをられる(中略)作者の態度は自然主義であり、その手法は大胆、豪放な作りだといふことが、いへるかと思ふ」(『山縣有朋公と庭園』、庭園24巻5号、1942)と評したように<sup>(14)</sup>、山縣の庭園理想像は、箱庭のようなチマチマしたものではなく、周辺環境を存分に生かした「自然主義」を基調とするものであった。

山縣は、故郷である長州吉田の無隣庵をはじめ、東京では目白の椿山荘、小石川の新々亭、麴町の新椿山荘、神奈川では大磯の小湊庵、小田原の古稀庵、京都では、木屋町の無隣庵、南禅寺の無隣庵など、明治・大正期に多数の邸宅・別荘を造営した。これらの邸宅には、悉く庭園が築造され、いずれも山縣の造園趣味が発揮されていた。その顕著なものには椿山荘、南禅寺の無隣庵、古稀庵が現存し、庭園は共通して主屋前に芝生を配し、軽快に蛇行する流れを主要構成として園外景観を大胆に取り込んだ、明るく開放的で野趣に富んだものであった(図10～12)。明治30年(1897)完成の南禅寺・無隣庵庭園を前にして山縣自身は、「京都の庭には苔の寂を重んじて芝などというものは殆ど使はんが、・・・私は断じて芝を栽ることとした」、「従来のひとは重に池をこしらへたが、自分は夫れよりも川の方が趣致があるように思う」(黒田天外、『続江湖改心録』、1907)と自身の庭園構想を明かしている。つまるところ山縣は、石組を三尊石としたり、池に鶴島・亀島を浮かべたりするような、従来の日本庭園にみられる象徴主義的な手法を極力排し、溪流や山里を思わせるような「原寸大の自然」を

表現した庭園を標榜したのである<sup>(15)</sup>。

山縣の庭園施工は、関東所在の椿山荘、新々亭、新椿山荘、小洵庵、古稀庵では、当時トップクラスの腕を誇った庭師・岩本勝五郎が手掛けた。京都・南禅寺の無隣庵では、植治こと7代目小川治兵衛が起用されている。植治は当時、若干35歳であり、山縣の指導を受けながら施工した無隣庵庭園を契機として、自然主義庭園としてのデザイン技法を確立していった<sup>(16)</sup>。

### (3) 自然主義庭園の形成

明治42年(1909)、京都では全国園芸博覧会の開催にあたり、京都の名園を収録した『京華林泉帖』が京都府によって刊行された<sup>(17)</sup>。ここでは近世以前の庭園のほか、明治期に新造あるいは改造された庭園も17例と多数掲載されている。このうち、上述の南禅寺・無隣庵庭園、平安神宮、市田邸対龍山荘庭園(図13)、稲畑邸和楽庵庭園、並河邸庭園、久原邸庭園(図14)、田中邸庭園、清水邸十牛庵庭園の8例が植治作である。これ以外にも植治が作庭した可能性のあるものを含めると、実に過半数を超えるという<sup>(18)</sup>。これらの庭園も南禅寺・無隣庵と類似し、流れと芝生を基調として、園外景観を取り入れたものであった。

『京華林泉帖』の著者・湯本文彦は、「京都林泉も稍旧来の箱庭的の範籟を脱して自然的の天趣を尚ふ傾向を生したるか如し(中略)近年に至り山縣公爵家の無隣庵は更に此趣旨を發揮せられたるものといふべく二條三井氏新町三井氏の林泉の改修もこの趣味あるを見るなり」と評し、明治末期に至って京都では、植治の技法に看取されるように「自然主義庭園」としての様式が形成されたのである。

京都のこのような庭園は、そのほとんどが政・財界の富豪層の造営したものである。彼らは茶の湯を好み、名器と言われる茶道具を数多く収集し、茶道史に新境地を開いた近代数寄者として知られる。東京でも、近代数寄者の代表格とされる益田克徳、益田孝、高橋義雄が、それぞれ下谷根岸、高輪、麴町番町に邸宅を構え、広大な庭園を造営した(図15・16)。これらの庭園は、共通して栃木・塩原の自然風景を模して築造され、東京の近代数寄者の庭園主題にも「自然」という概念が重要な位置を占めていたことが判明する。また彼らは、古寺の伽藍石を踏分石(飛石園路の分岐点に打つ役石)として良く好んで用いた。とりわけ高橋義雄は、奈良・秋篠寺や京都・高台寺などから大量に伽藍石を収集し、赤坂の邸宅一木庵の庭園築造にあたり、飛石、捨石などの庭石を悉く伽藍石とし、その建物も「伽藍洞」と命名したほどであった<sup>(19)</sup>。

同時期には、自ら庭園の設計をおこなっていた近代京都画壇の画家たちの活躍も無視できない。例えば、竹内栖鳳が大正初期に築造したと推定される、保津川を模した流れを配して嵐山を大胆に取り込んだ嵯峨野別邸・霞中庵庭園、野筋状の芝生園地に縫うように流れを配し、琵琶湖やその対岸の三上山を借景した山本春舉の天津本邸・蘆花浅水荘庭園(1923年完成)などが挙げられる。これら画家の庭園も、風景画を思わせるような自然を写實的に表現した庭園だったのである<sup>(20)</sup>。

こういった新しいタイプの庭園は、自然美を基調としたイギリス風景式庭園の影響のもとに成立したという指摘も存在する。近代の和風庭園はその様式や意匠の多様化によって未だ全貌は明らかではない。ただし、ここで述べた自然主義庭園とは、西洋の庭園文化の受容によって、「和」の概念が再定位され、そして形成された新感覚の庭園様式ということはできよう。

なお、明治・大正期に開化した自然主義庭園の動きは、昭和に至ってその思想をさらに推し進め、従来庭木として用いられなかったクヌギ・コナラ・エゴなどを主たる植栽とし、茶庭や流れなどを配置・構成した「雑木の庭」に継承されていった。

その立役者は、東京の近代数寄者の庭園を数多く手掛けた庭師・松本幾次郎や岩本勝五郎のもとで修業した飯田十基(本名・寅三郎)であろう。飯田は修行時代に飛鳥山の渋沢邸庭園や小田原の古稀



図 11 京都・南禅寺の無隣庵庭園  
出典：湯本文彦編『京華林泉帖』京都府庁、1909年



図 12 目白の椿山荘庭園  
出典：近藤正一『名園五十種』博文館、1910年



図 13 植治の手による市田邸（対龍山荘）  
出典：湯本文彦編『京華林泉帖』京都府庁、1909年



図 14 植治の手による久原邸  
出典：湯本文彦編『京華林泉帖』京都府庁、1909年

庵庭園の施工に従事、そこで雑木を生かした自然主義庭園を目の当たりにした。大正7年（1918）に独立後、程なく住宅庭園に雑木の導入を試み始め、対鷗荘聖蹟記念館庭園（1928年完成）、吉田元助邸庭園（1930年完成）など、昭和初期に至り、雑木の庭づくりが本格的に始動したのである<sup>(21)</sup>。

### 3. 近代主義庭園への展開

世界のデザイン潮流がダダやデ・ステイルに代表される機能主義へ移行した1920年代以降は、わが国でも「国際建築時論」（1926）、「日本インターナショナル建築」（1929）などの建築雑誌が次々と創刊され、リアルタイムで欧米の建築動向が紹介されるようになった。当時の建築思潮は空間機能のミニマル化にあり、昭和4年（1929）のC I A M（近代建築国際会議）では「最小限住宅」がテーマに掲げられた。構成社書房からはこのC I A Mの議論内容が『生活最小限ノ住宅』（柘植芳男訳、1930）として刊行され、新しい都市居住の可能性に建築の合理性を標榜した「小住宅」という空間概念が登場した<sup>(13)</sup>。

庭園においてもこの動向と呼応して、五十嵐孝治『小住宅庭園図集』（1931）、上原敬二『これからの小庭園』（1932）、吉村巖『住宅小庭園図説』（1932）、西田富三郎『新時代の庭園と住宅』（1934）などの刊行のもと様々な庭園プランが提示され、空間の規模と機能を必要最小限にとどめた「小庭園」の在り方が模索されていった（図17）。具体例には、堀口捨己によるコンクリート造の池と草物を配した単純構成を基本とする岡田邸庭園（1933年完成）、飯田十基による寒竹・矢竹・孟宗竹などタケのみで植栽を構成した吉屋信子邸庭園（1935年完成）などが挙げられる。このように、海外のモダニズムの影響も受けつつ、庭園としての空間美・機能美を追求した「近代主義庭園」は、造園家のみならず、建築家からも様々な試みがなされた<sup>(13)</sup>。

また、前衛いけばなや創作的茶道の実践者としても知られる重森三玲は、昭和8年（1933）頃から本格的な作庭活動を開始した。東福寺方丈庭園（1939年完成）では、自然石を直立させて神仙島を表した南庭、苔と石で市松模様を構成した北庭などを築造している（図18）。以後重森は、芸術作品ともいべき立石を特徴とする現代的な枯山水スタイルを確立していった<sup>(22)</sup>。

昭和初期以降は彼ら以外にも、龍居松之助、後藤健一、斉藤勝雄、西川友孝、西川浩、岩城巨太郎など、多数の造園家・庭園作家が登場した。このことによって近代の庭園は、きわめて多種多様な展開を図っていったのである<sup>(22)</sup>。

### 4. 近代庭園の保護の動向

#### （1）文化庁による近代造園の名勝指定<sup>(23)</sup>

文化庁では、建造物や書籍・典籍、遺跡、民俗文化などを「文化財保護法」によって法的な保護をおこなっている。このなかでも、庭園や公園は、文化財の類型では「記念物」に分類され、このなかでも価値が高いものは、「名勝」という枠組みで法的指定を受ける。ちなみに、名勝とは、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」と定義されている。この名勝は、指定基準において自然的な名勝と人文的な名勝とを含むものであるが、庭園、公園は人文的な名勝に分類され、「芸術的あるいは学術的に価値が高いもの」を指定するものである。そして近年、近代のランドスケープ遺産、すなわち近代の庭園や公園が文化財として保護を拡充する動きが高まっている。

その方針は、「当面重点において指定する記念物について」（平成10年9月、記念物課）より「名勝について」（平成21年6月改訂）に、「近代以降に作庭又は開園された庭園・公園のうち、時代の特色



図 15 下谷根岸の益田克徳邸  
出典：近藤正一『名園五十種』博文館、1910年



図 16 麴町番町の高橋義雄邸  
出典：近藤正一『名園五十種』博文館、1910年

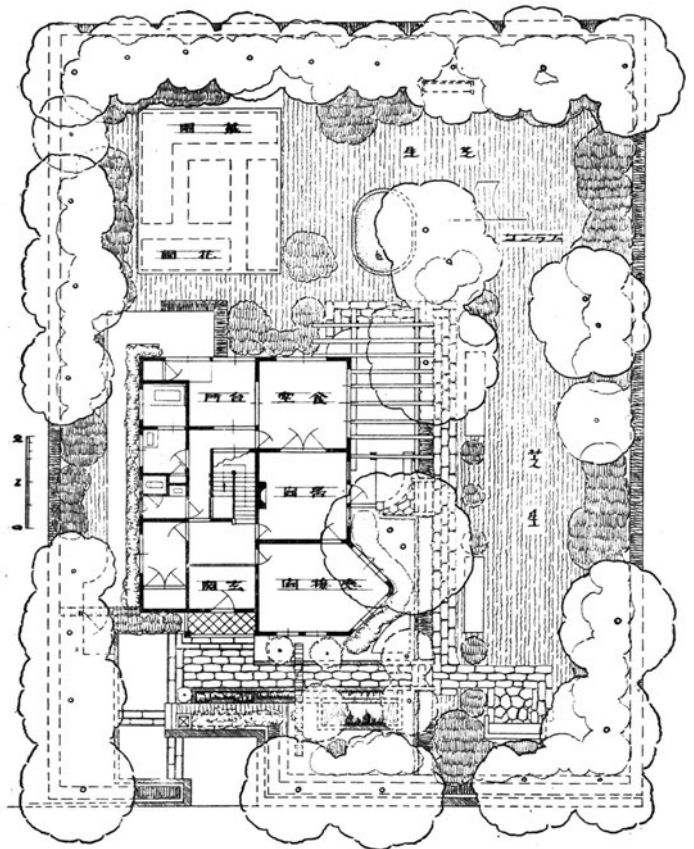


図 17 昭和初期の小庭園プランの一例  
出典：清水一・北村徳太郎『高等建築学 第14巻 住宅・アパートメントハウス・庭園』常盤書房、1933年



図 18 重森三玲設計の東福寺方丈市松庭 (1939)

を表して優秀であると認められるもの」と示される。このことは、文化庁が平成18年に公表した「名勝としての庭園および公園の保護」（月刊『文化財』511号）により具体的に示される。ここでは、「当面して保護の措置を講ずべき庭園（公園を含む）」として、①京都の庭園、②独特の風土に基づく庭園、③地下から発見された庭園、④新しい時代の庭園、⑤有機的な関係をもつ一群の庭園、⑥名勝庭園に関連する史料等の保護、⑦公園の保護、の7つをあげている。

近代以降の新しい時代の庭園については、江戸時代以前の庭園と比較すると、数多くのものが現存している。しかし、ある意味、近代の庭園は文化財としての価値評価が定まっていないことから、都市開発や所有者の変更によって、失われやすいのも特徴ともいえる。以上から文化庁では、その重点的な保護に取り組もうとしたわけである。庭園の評価にあたっては、意匠・構造の観点だけでなく、作庭の施主となった人物像、作庭に携わった技能者集団、同時代庭園の類例検討、石材など造園材料の調達範囲など、多面的な観点から総合的に評価し、指定をすすめることとしている。

平成10年以降、指定されたものとしては、亀甲形の敷地に屋敷林をともなって庭園が造営され、近代の重要な造園家・長岡安平が設計をおこなった池田氏庭園（秋田県大仙市）、酒造業の水源と池の導水との両機能を具備した洞穴が特色となる齋藤氏庭園（宮城県石巻市）、北海道固有の岩石や植物を用いた旧岩船氏庭園（香雪園）（北海道函館市）、明治政府の御雇外国人として来日したジョサイア・コンドル設計の洋館が現存する諸戸氏庭園（三重県桑名市）や旧古河氏庭園（旧古河庭園）（東京都北区）などがあげられる。

文化庁による近代以降の庭園の指定については、基本的に作庭の行為が完了してから50年を経過していることを標準としている。現在、昭和20年代までに作庭された庭園を対象とするなど、時代は下りつつある。また、近い将来には戦後の作庭家による一連の作品についても、当該作庭家の活動が停止し、その作風について評価が定まった時点で、適切に保護の措置を講ずることとしている。これはおそらく、重森三玲や飯田十基、中島健、荒木芳邦、井上卓之などの作品を射程しているものと思われる。

公園の保護について、現在、「公園」として名勝に指定されているのは山手公園（神奈川県横浜市）、円山公園（京都府京都市）、奈良公園（奈良県奈良市）、鞆公園（広島県福山市）、琴弾公園（香川県観音寺市）の5例がある。山手公園は外国人居留地に関連して開設された公園であり、これ以外の公園は太政官布達第16号によって大正期から昭和初期に名勝に指定されたものである。

文化庁では、都市および地域空間の中核をなす公園や緑地のなかでも、風致が優秀で芸術上または観賞上の価値が高く、公園史上重要なものについて指定を推進することとしている。特に公園史上の価値をとらえるにあたっては、①江戸時代に遊観地として解放され、事実上公園地としての役割を果たしていた土地・場所（郊外散策地、社寺境内、群衆有楽地、観賞園地など）のほか、②近代以降に新たに開設された公園等で、太政官布達第16号にもとづき開設されたもの、東京市区改正条例にもとづき開設されたもの、明治初頭の外国人居留地に関連して開設されたもの、関東大震災の復興を契機として開設されたものなどに注目して保護をすることとしている。

## （2）登録文化財制度と近代造園

登録文化財制度とは、文化財保護法により、届出制の緩やかな規制のもとに、文化財を保護してゆこうとするものである。平成8年以来、有形文化財のなかでも建造物のみを対象として、取り組みが進められてきた。ところが平成16年の文化財保護法の改正によって、記念物についても適用が拡大されることとなり、登録記念物（名勝地）として、広く近代造園についても保護措置を講ずることが可能となった。

登録記念物（名勝地）は原則として、造成後 50 年を経過したものを対象とし、①造園文化の発展に寄与しているもの、②時代を特徴づける造形をよく遺しているもの、③再現することが容易でないもの、のいずれかに該当していることが要件となる。

また、近代造園の種類については、次の①～③に該当するものを主たる対象として、登録をおこなうこととしている。

① 近代以降の庭園で、芸術上または観賞上の価値評価が定まっていなかったために、適切な保護措置がとられることなく、消滅の危険性にさらされているもの。

② 公園・並木道・広場など造園的な構成および素材をもち、地域空間の骨格をなすもののうち、現代的な利活用との調整を要することが多く、緩やかな規制のもとに保護を図ることが適切と認められるもの。

③ 休養・娯楽・行楽、学習・教育等の諸活動を通じ、人間の自然観の醸成または空間の創造において重要な意義をもち、以て造園文化の発展に寄与している人文的または自然的な名勝地で、芸術上または観賞上の価値評価が定まっていなかったために、適切な保護の措置がとられることなく、消滅の危険性にさらされているもの。

### （3）日本造園学会による近代造園の保存の取り組み<sup>(24, 25)</sup>

日本造園学会（以下、「本会」と記載）でも、近代造園の保存について取り組んできた。ただしこれは、近代に限定したものではなく、より多様な「ランドスケープ遺産」としての保護の取り組みである。

本会がランドスケープ遺産の保全に積極的に取り組み始めたのは、バブル景気の渦中であった。このころは、瀬戸大橋（昭和 63 年開通）の影響で栗林公園の所在する高松市内に高層ビルが林立したことによって露呈した庭園の景観破壊、江戸東京の名所かつ太政官制公園のひとつでもある品川御殿山および周辺の再開発問題、オーストラリア大使館（旧蜂須賀侯爵邸）の建替えによる江戸時代庭園の改造など、国土開発や都市集中にともなう歴史的庭園や風致景観の破壊が緊急事態に陥ったことと、本会の遺産保護活動とは大きく関係していた。

上記の問題の頻出に直面し、本会は「ランドスケープ遺産保全委員会」（平成元年度設置）を中心として破壊や消失の危機に瀕した遺産について、保全のための要望活動を展開した。これまで本会が要望等をおこなったものには、「平城京左京三条二坊六坪『宮跡庭園遺跡』の保存に関する要望書」（平成元年）、「和歌の浦の歴史的景観の保全と再生に関する要望について」（平成 4 年）、「旧岩崎久弥邸付属庭園の保存に関する要望書」（平成 6 年）などがあり、近年では、「文京区立元町公園の保存に関する要望書」（平成 18 年）、「旧斎藤家夏の別邸庭園の保全に関する要望書」（平成 19 年）が、記憶に新しい。

これらは、迅速かつ時宜を得た対応によって相当程度の成果をあげてきた。ただしそのいっぽうで、いつも問題が発生してからの後手の対応であったことも否めない。

このような状況を背景として、ランドスケープ遺産研究委員会では、平成 13 年度から 5 回にわたる全国大会分科会でランドスケープ遺産の概念や類型などについて多角的に検討し、「近代ランドスケープ遺産の保全に関する提言」（平成 18 年 9 月 30 日）をまとめ、「近代ランドスケープ遺産に関する目録の作成推進」が急務であることを示した。本提言を受けて平成 20 年度第 5 回理事会（平成 21 年 4 月 18 日）では、学会設立 90 周年事業として“全国に所在する「造園遺産」の把握と公表に関する事業”に着手することを決定した。その後、平成 21 年度全国大会「造園遺産インベントリーづくりの方向を考える」分科会のなかで、「造園遺産」をより多様な広がりを表す「ランドスケープ遺産」に変更



し、わが国のランドスケープ遺産を網羅的に収集し、総覧的なインベントリーにまとめるという体系的な遺産保全活動への第一歩が始動したところである。これは各種の遺産の保全を検討していくとき、その対象となるのは“抽象的な遺産の概念”ではなく、“現存する具体的な個々の遺産”であるという認識に立ったものといえる。

他方、関連学会のインベントリー作成に関する取り組みには、たとえば日本建築学会の『日本近代建築総覧』（1980）や「歴史的建造物目録データベース」、土木学会の『日本の近代土木遺産』（2001、改訂版 2005）などがあり、遺産としての認定制度とともに、物件の保存に関して一定の効果を上げている。これら建築・土木分野で収集された遺産は、ほぼすべてが「作品化された遺産」（建築作品、土木作品）である。ただし、造園が取り組むべきインベントリーづくりの方向性は、建築・土木分野とは異なり、作品として意匠された空間（庭園・公園など）のみならず、生活・生業としての景観（農山漁村や観光地などの風景・景観）、自然景観（地質鉱物や植物などによって形成された風景・景観）も含まれ、造園分野としての独自性、空間的・時間的対象の多様性を示すことが必要となる。

現在、ランドスケープ遺産のインベントリーの作成については、学会の6支部（北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、九州支部）を中心に進められている。

## 〔註〕

- (1) 鈴木誠「長崎出島オランダ商館庭園の形態変遷」『造園雑誌 56 巻 5 号』13-18、1992 年。
- (2) 橋爪紳也『にぎわいを創る近代日本の空間プランナーたち』長谷工総合研究所、1995 年。
- (3) 小澤圭二郎「明治庭園記」『明治園芸史』日本園芸研究会、1915 年。
- (4) 内田青蔵『日本の近代住宅』鹿島出版会、1992 年。
- (5) 栗野隆「明治期東京の近代邸宅空間における洋風庭園の様式と空間」『ランドスケープ研究 68 巻 5 号』381-384、2004 年。
- (6) 近藤正一『名園五十種』博文館、1910 年。
- (7) 中島卯三郎「明治神宮の旧御苑」『庭園と風景 13 巻 3 号』1931 年。
- (8) 栗野隆「近代的庭園デザイナー・小平義近とその作品」『日本庭園学会誌 19 号』65-70、2008 年。
- (9) 栗野隆「古河家の邸宅と旧西ヶ原本邸の庭園」『日本庭園学会誌 21 号』30-35、2009 年。
- (10) 和田秀寿『二楽荘史談』図書刊行会、2014 年。
- (11) 生活改善同盟会『住宅改善の方針』1920 年。
- (12) 田村剛『実用主義の庭園』成美堂書店、1919 年。
- (13) 栗野隆「庭園史 近代の庭園」『日本史の研究 228 号』18-27、2010 年。
- (14) 田村剛「山縣有朋公と庭園」『庭園 24 巻 5 号』1942 年。
- (15) 尼崎博正『七代目小川治兵衛 山紫水明の都にかへさねば』ミネルヴァ書房、2012 年。
- (16) 鈴木誠・栗野隆・井之川若奈「山縣有朋の庭園観と椿山荘」『ランドスケープ研究 68 巻 4 号』339-350、2005 年。
- (17) 湯本文彦「京華林泉帖」京都府庁、1909 年。
- (18) 尼崎博正『庭石と水の由来—日本庭園と石質と水系』昭和堂、2002 年。
- (19) 熊倉功夫『近代数寄者の茶の湯』河原書店、1997 年。
- (20) 小野健吉『京都を中心にした近代日本庭園の研究』奈良国立文化財研究所、2000 年。
- (21) 飯田十基・日本庭園協会『飯田十基庭園作品集』創元社、1980 年。
- (22) 栗野隆「近代庭園の潮流と昭和の庭園作家の系譜」『庭 255 号』21-24、建築資料研究社、2016 年。
- (23) 本中眞「名勝としての庭園および公園の保護」『月刊文化財 511 号』49、第一法規、2006 年。
- (24) 日本造園学会編集委員会「特集 近代ランドスケープ遺産の価値とその保全」『ランドスケープ研究 70 巻 4 号』255-290、2007 年。
- (25) 日本造園学会編集委員会「ランドスケープ遺産インベントリーづくりの現在—地域活動から全国展開に向けた現状と課題」『ランドスケープ研究 74 巻 4 号』267-309、2011 年。

## 加賀藩江戸本郷邸東御門通行について

－ 割場留書役新保家文書を中心に －

袖 吉 正 樹

### はじめに

加賀藩上屋敷本郷邸は、表御殿と奥御殿を中心に、多くの長屋や藩の役所が配置されていた。江戸藩邸に詰めていた人数について、寛政10年(1798)の書上では、藩主在府時の詰人は2,824人を数える。内訳は、家臣240人・陪臣837人・足軽以下1,747人(内割場附足軽511人・割場附小者523人)で、藩主家族や奥女中らは含まれていないので、その人数は3,000人を超えた<sup>(1)</sup>。これらの人々が藩邸から出入するには、各所に設けられた御門からとなる。各御門には通行人や物品の取締りのために番人が置かれ、御門を始め藩邸の維持・管理に当たったのが作事方や割場などの役所である。

本稿では、加賀藩上屋敷本郷邸の一門である東御門を事例に、御門通行の手順やどのような人物・物品が出入りしたのか、新保家文書により紹介することとする<sup>(2)</sup>。

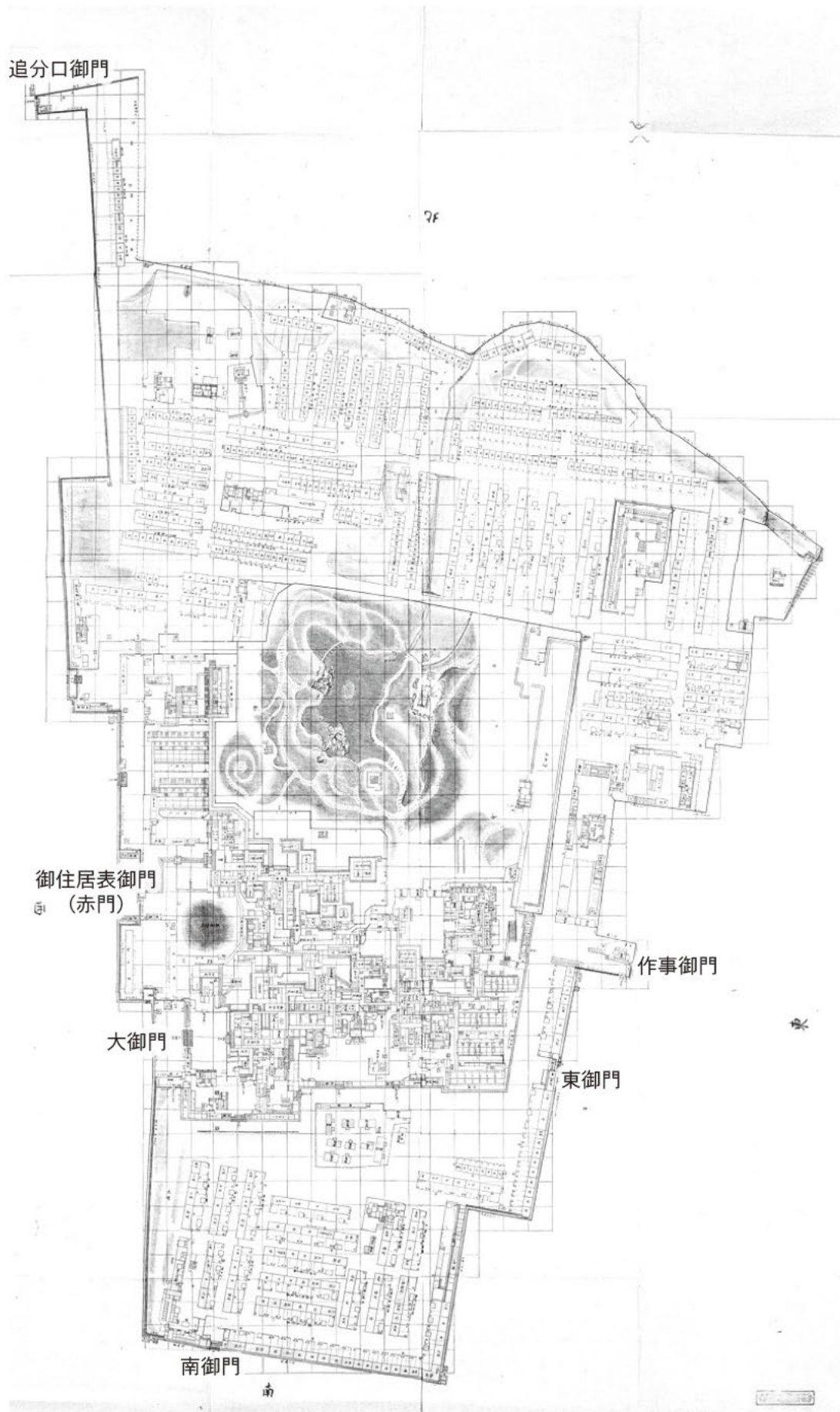
新保家は、代々横山蔵人家の附同心を勤めており、本稿で使用する史料は新保清次郎に関わるものである。新保清次郎は、嘉永2年(1849)父清太夫の代わりとして横山蔵人(政和・知行高1万石)附同心として召し抱えられ、15俵を給された。その後「久々御奉公実体ニ相勤候由を以、慶応元年九月割場附足軽被仰付」とのことで、慶応元年(1865)に割場附足軽(切米高20俵)を仰せ付けられ、同2年割場掃除裁許加人、同年8月割場留書定役、明治元年(1868)8月割場附足軽小頭代(年中料銭30貫文)、同年割場留書御用物書手伝兼勤を歴任している<sup>(3)</sup>。

慶応2年の「割場留書勤方」によれば、割場留書は定数が12人で、その内藩主在府中は4人、留守中は2人が詰めることとなっていた。「御用日記帳」、その他「諸事留帳」や割場役所での御用紙面も取り扱うと共に、各御門の釣提灯や蠟燭、さらには諸番所御用の灯油、他諸番所の損所修復等にも関わっていた<sup>(4)</sup>。新保清次郎は、慶応2年から割場留書役を勤めており、それらのことから御門管理にも関わり、史料が残されたものと思われる。

### 1 本郷邸と御門

加賀藩上屋敷本郷邸は、屋敷地全体が屏や長屋で囲われ、さらに内側は屏をめぐらした囲いによって区分された空間から成っている。つまり外囲いと内囲いの二重で囲われ、内囲いの空間には、藩主や重臣らの応接や政務のための表御殿と、藩主とその家族、奥女中らの住居である奥御殿が配置され、外囲いと内囲いの間には、作事方・納戸方・割場など藩役所の他、多くの長屋などが配置されていた。長屋と屏で囲まれた屋敷から出入りするため、各所に御門が設けられ、各御門には番人が置かれた<sup>(5)</sup>。

貞享4年(1687)の書上によれば、上屋敷には大門・御成門・表門・中川門(別名勝手門)・台所門・裏門・石川門(別名透門)・露地口門・南門・東門(別名下谷門)・作事方門・木戸際門・追分口門の各御門が設けられていたことがわかる<sup>(6)</sup>。また、諸番所勤番の人数も定められていた。明治2年では、惣門番人5人・表御門5人・東御門3人・富山様表口門脇3人・追分口御門3人・御座所後番所2人・御広式様御門番所2人となっている<sup>(7)</sup>。そして、それぞれの御門の管理や門番の勤め方(規則)なども定められていた。現在江戸本郷邸の御門の内、確認出来る御門の勤め方は、大門・作事方門・追分口門の各御門である<sup>(8)</sup>。江戸の割場は、藩邸内の足軽・小者等を管轄し、邸内外の職務に配置する



加賀藩上屋敷本郷邸主要御門図（「江戸御上屋敷絵図」金沢市立玉川図書館 清水文庫）

ことを役割としたが、割場からそれぞれの御門番人へ勤め方が申し渡されていることから、御門番人などの管理は、割場の管轄となっていたことがわかる。さらに、御門に釣り下げる提灯の数も決められていた。東御門2張・南御門2張・追分口御門4張・作事方御門1張・坂橋口御門2張・大御門続腰懸前1張となっている<sup>(9)</sup>。

## 2 御門通行の人々

各御門を通行するには、通行届を提出して通行することになるが、その通行届には届人の氏名と印鑑が押されている。その押印と氏名に間違いがないかを確認するため、自分が使用する印鑑を前もって提出しておかなければならなかったが、それが御門通行印鑑届である。明治2年(1869)3月に41人、4月に30人の合計71人が御門通行のために御門通行印鑑届を提出しているが、それを一覧にしたものが表1である<sup>(10)</sup>。御門通行印鑑届には、氏名と共に役職名も記されているが、それによると、近習が26人(37%)、割場支配御歩並が14人(20%)、御膳奉行及び御膳所御用が6人(8%)、医者4人(6%)などが上位を占め、藩主近くに仕える近習や屋敷の管理全般に亘る割場に関わる役職が多く50人を数え、71%にのぼる。

さらに、表2は、明治2年4月と5月に東御門の通行届を提出した者を一覧にしたもので、83件を数える<sup>(11)</sup>。御門通行印鑑届と東御門通行届(御門通行印鑑届と東御門通行届の両方を提出した者については、通行届者数から除く)を合計すると125人となる。これらの上位を見ていくと、近習が31人(25%)、割場奉行及び割場支配御歩並が15人(12%)、御膳奉行及び御膳所御用が9人(7%)、合わせて55人で44%となっており、御門通行印鑑届と同様、屋敷の管理あたる割場や藩主に直接関わる近習などの役職が多く見られる。御門通行印鑑届と東御門通行届125人の中で、約半分に当たる61人分の由緒帳の確認ができた<sup>(12)</sup>。それらの履歴や職務内容を確認してみると、61人中34人が共通の御用を勤めていたことがわかった。すなわち、彼らは14代加賀藩主前田慶寧<sup>よしやす</sup>上洛のため金沢から京都まで御供をし、さらに、前田慶寧に天皇東京行幸の際の供奉後駆が命じられるが、それに伴って京都から東京まで御供をしたのである<sup>(13)</sup>。

その過程をもう少し詳しく見てみると、明治2年正月18日前田慶寧は上洛のため金沢を発し、正月29日京都岡崎御屋敷に着いている。そして、2月8日に天皇東京行幸の際の供奉後駆が命じられ、3月7日天皇の東幸に供奉して京都を発した。加賀藩関係の御供人数の総数は391人を数え、その内訳は、兵隊250人・御旗持4人・合図役21人・弾薬持夫30人・雨具入目籠持夫20人・籠廻り22人(士分6人・刀差1人・小者7人・駕舁8人)・提灯・雨具持夫16人・重臣・公用人并乗替口附重臣家来共23人などから成っていた。3月28日に一行は無事東京に着き、御供した家臣達は金沢へ帰るまで、藩邸で御用を勤めることとなる(前田慶寧は、明治2年7月15日に東京を発し、7月29日に金沢へ帰っている)。そのため、御供御用に関わった人々の御門通行印鑑届や御門通行届が多く残されていたのである。

## 3 御門通行の手続

実際の御門通行状況については、東御門通行届により見ていくことにする。文字通り東御門は、本郷邸の東側に設けられた御門で、一般に「東御門」と呼ばれているが、その他「御上屋敷通用御門」とか「東通用御門」、単に「通用御門」とも呼ばれており、上屋敷の通用門として機能していたようである<sup>(14)</sup>。

具体的な状況を見ていく前に、まず当時の上屋敷の現状を確認しておきたい。明治元年(1868)閏4月17日、江戸本郷春木町から火災が発生し、大風により加賀藩の本郷屋敷にも火が移り、御殿向が残らず焼失し、さらに南小屋群・御作事所・割場・御厩八筋なども焼失する大きな被害を受けた<sup>(15)</sup>。



【表2】東御門通行届人一覧

No.	氏名	備考
1	有沢沢右衛門	近習御用 300石
2	有沢新右衛門	御奥小将小番頭 近習御用 550石
3	飯尾喜八郎	御膳奉行加入 近習 80石
4	井口伊三郎	針方御細工物 30俵
5	池田清三郎	御近習 御近習直衛 80俵
6	井上栄八郎	御近習番加入 60俵
7	猪山彦蔵	算用者 180石
8	岩田忠蔵	
9	大橋昇之助	
10	小川鉸吉	
11	沖野勝男	表小将 200石
12	金田久兵衛	奥附御歩横目御膳所御用兼帯 50俵
13	川崎清大夫	
14	河原繁人	御筒奉行并彈薬奉行兼帯
15	神田一平	御表小将御番頭御近習御用 250石
16	神田久五郎	
17	神田詳右衛門	
18	神田辰之助	
19	神田陸太郎	
20	木村弥八郎	御近待内務懸 180石
21	帰山仙之助	
22	神戸加平	作事奉行 250石
23	小島仙助	御近習 100石
24	小堀祐三郎	
25	斎藤良太郎	作事奉行 130石
26	佐野清大夫	御馬医 100石
27	塩川鉄次郎	御近習 御近習直衛 80石
28	篠原佐次右衛門	頭並軍鑑奉行 1000石
29	芝田正蔵	
30	曾田吉左衛門	御大小将組 100石
31	高田嘉平	御表小将配膳役加入 400石
32	多賀建物	御表小将配膳役加入 400石
33	鷹巢権太郎	御納戸奉行 200石
34	高橋往来	御近習詰 150石
35	竹下英八郎	会所御土蔵番人 50俵
36	柘植彦之丞	
37	辻孝蔵	御歩 50俵
38	辻銚次郎	大筒方御歩 80石
39	寺尾沢太郎	御勝手方 170石
40	永井正六郎	
41	中嶋久泉	御表方坊主小頭
42	中西外語郎	御歩 50俵
43	中村源左衛門	頭並奥御納戸御用 200石
44	丹羽次郎兵衛内建部魁之丞	組頭並近習御用 家令 150石

No.	氏名	備考
45	丹羽胤吉	大筒方御歩頭御近習御用 家従 400石
46	長谷川健太郎	筑前守付御大小将 200石
47	服部十兵衛	割場奉行 250石
48	羽野幸次郎	御近習並御財用懸
49	林省三	物頭並改作方御用詰中樞重方并御財用方御用兼帯 御家扶 150石
50	原余所太郎	
51	半田鎮次郎	
52	比良左内	御表小将 280石
53	福田半蔵	
54	藤懸十郎兵衛内堀久左衛門	近習御用 500石
55	藤本鍋三郎	
56	船崎定右衛門	御手木
57	不破半蔵	御表小将 1000石
58	堀久平	御表小将奥御納戸奉行兼帯 御近習直衛
59	堀昇之介	
60	前田銀三郎	御近習 300石
61	前田源左衛門	作事奉行 150石
62	前田源兵衛	御奥小将横目
63	前田治太郎	
64	前田錢松	
65	増田一万	御算用場御用 100石
66	松原良之助	
67	水野八郎	御使番御近習御用 670石
68	藁輪知大夫	御大小将 家従 350石
69	村井又兵衛内三宅善右衛門	年寄 16,596石 (村井家 家老役 80石)
70	村井又兵衛内山元式男	年寄 16,596石
71	安井脩治郎	御表小将配膳役加入 600石
72	山崎守衛	定番頭並御近習御用 500石
73	山田久左衛門	
74	山本兵五郎	
75	葎沢政之丞	
76	渡辺平三郎	御馬廻組御用番支配 180石
77	御座敷方	
78	御道中所	
79	御露地方役所	
80	兵器局	
81	割場物書所	
82	諸色屋代幸次郎	
83	大和屋与兵衛	

[註] 1. 「御門通行届綴」(新保家文書)より作成。通行届は、明治2年4月~5月分。  
 2. 役職や知行高は、「印鑑届」(新保家文書)、「諸頭系譜」「由緒帳」「御礼之次第」(金沢市立玉川図書館)、「加賀藩組分侍帳」(金沢文化協会)などに依った。  
 3. 網掛いは、前田慶寧に御供した人を示す。但、村井又兵衛は直接金沢から東京へ行った。

この火災で加賀藩邸の殆どが焼失したといわれているが、しかし、東側にあった表長屋（東御長屋で、下級の同心や足軽が居住していたものと考えられる）は焼失を免れている。今回見ていく東御門通行届（明治2年4月～5月）の提出は、火災から約一年後に当たるが、本郷屋敷全体がどれだけ復興していたかは窺い知れない。その後、焼け残った東御門は東京大学の通用門として、東御長屋は物置として使われている<sup>(16)</sup>。

現在、東御門通行届は、明治2年4月～5月分が残されており、通行届の内容を見てみると、大きく二つに分けることが出来る。一つは人に関わるもの、もう一つは物に関わるものとなる。それらの通行届は、当然御門通行時における規則に従って出されることとなる。先に見たように本郷邸には多くの御門が設けられており、それぞれの御門の管理や門番の勤め方や通行に際しての規則も定められている。現在、大門・作事方門・追分口門の御門勤方が確認できるが<sup>(17)</sup>、本稿で取り上げる東御門に関わる勤め方は残念ながら残されていない。しかし、残された各御門の勤め方を比較してみると、御門通行に際しての基本的な部分については大きな違いは見られない。そこで、嘉永6年(1853)9月割場から御作事方御門番人に対し御門通行に関わる規則を申し渡した「作事方御門格帳」から、実際の東御門通行届に則して人【御門通行人】に関わるもの、物【御門通行荷物】に関わる主なものを抄出し、取りまとめたので参考までに掲載しておく<sup>(18)</sup>。

#### 【御門通行人】

- 一、雨天之節、往来之人々都而御門下笠為致着間敷候、若致着候ハ為取可相通事
- 一、御家中之人々馬上ニ而相通申間敷、若下馬不致候ハ、下り立罷通候様可申達被仰出ニ而、致馬上候段申断候共、先達而申渡無之者ハ為下立可相通、強而罷通候者ハ、名前即刻割場江可相断候、馬上被仰付候人々ハ、御歩横目・御横目足軽之内を以馬上被仰付候段、其時々御近習頭等より名前申渡有之候ハ可相通候、火事ニ付馬上に而罷通候人々ハ、御定有之儀ニ候間、番人及貧着申間敷事
- 一、惣而御出為御用前夜又ハ未明罷出、夜中或ハ翌日罷帰候共、御出御用与相断候ハ不及切手、末々迄片出片入不差支、乍併御戻御刻限より格別遅ク罷帰候ハ、追而切手取方之儀、臨時差込可受、於御出先等煩出、夜ニ入罷帰候人々、頭支配人添印之切手、足軽以下支配人可取切手、差添人ハ不及切手事
- 一、惣而御出御用之人々御出御延引ニ相成、夜ニ入罷帰候共不及切手候事
- 一、御出等ニ而往来烈敷節ハ、相渡置候釣提灯割場江相達候上灯可申、若御近火等其外変事等之節ハ不及届灯可申事
- 一、御馬之儀、夜中往来大扉開可相通事
- 一、平士以下勤柄之人々夜中公私断方之儀、差添奥附御歩横目・御横目足軽より可承札候事
- 一、諸頭諸奉行、其役筋為御用夜中御門往来之節、組支配并役支配共何組ニ而も、同道之砌任断不及切手可相通、右諸頭諸奉行鑓不為持候ハ、惣而切手取可申事
- 一、為御用御歩横目・御横目足軽夜中往来、御横目ニ限り召連候節ハ不及切手、其余夜中往来之節、御歩横目ハ御横目奥印、御横目足軽ハ同引請切手取可申候、支配用私用之節、御歩横目ハ頭支配人奥印切手、御横目足軽ハ割場奉行ハ切手取可申事
- 但、奥附御歩横目・同御横目足軽之儀ハ御近習頭奥印等切手、支配用等ハ本文之通ニ候事
- 一、御歩並以上之人々御門外江罷出候節、上下何人と申義断を受相通可申候、且風呂敷包等家来ニ為持罷出候節、主人任断可相通候、笠籠等為持罷出候人々、家来若党を以笠籠之内相改候段断候ハ、不及改可相通事
- 一、木綿合羽・唐油合羽ニ而も雨天之節ハ、御家中又家来持通候共、不及切手可相通事

- 一、御用之諸色才領足輕断次第可相通候、才領不差添節ハ、手筋之役人切手を以可相通事
- 一、御歩並以上之人々見合印鑑割場ハ可相渡候条、諸色切手等印章見合可相通候、且勤柄ニ寄印鑑不指出人々、其頭支配人引請切手を以可相通候、年寄中・御家老中・若年寄中之分、代印之者印鑑割場より可相渡候条、是又見合可相通候、代印之者御門出之節、風呂敷包等為持罷通候共、都而与力同格ニ相心得、不及切手断次第可相通候事
- 一、御広式女中乗物ニ而往来不指支指添足輕任断可相通候、且御用之節ハ昼夜共往来指添足輕等并召連候御半下等迄、右指添足輕任断不及切手候、指添足輕無之分ハ、尤切手を以可相通候、歩行女中ハ昼夜共往来之節、御広式御用頭并御用達切手を以可相通候、御出御用之分ハ不及切手候、私用之節夜中ハ年寄女中等、且又指添足輕等、都而御広式御用頭・御用達より切手を以可相通候、且年寄女中等ハ又下女迄下宿之節泊切手ニ不及候、他所ハ罷越候女御広式ニ泊り候義も右同断之事
  - 附、御広式女中歩行ニ而致御門外、戻り町駕籠ニ乗罷帰候共、指添足輕任断相通候事
- 一、広式江御出入之女并他所之女、日之内迎之人を請相通罷帰候節、送り人之外ニ年寄女中切手取可申、夜中ハ御広式御用頭・御用達切手を以可相通事
- 一、御家中又家来主人為用事致御門外、夜ニ入罷帰候節ハ、主人ハ先達而断有之候ハ名前承糺可相通、断無之者ハ御門前ニ為待置、主人方江小遣を以申遣、主人ハ迎を請相通、翌日夜切手取可申候、夜中内ハ罷出候者ハ、忝人立ニ而も主人之切手致持参候ハ可相通候、未明或翌日罷帰候節ハ、頭支配人添印之切手取可申、且又年寄中・御家老中・若年寄中家来右様之節ハ、代印之者夜切手取可申候、未明或翌日罷帰候節ハ、直印之切手割場江取受、其段可申渡候、代印之者主人為用事夜ニ入罷帰候節、相役之者ハ可取切手候、夜中内より出候節も相役之切手致持参候ハ可相通候、但代印忝人役之節ハ、主人直印之切手割場江取請候而、其段可申渡事
- 一、御家中若党小者不相応之衣類致着用罷出候ハ、御門相通申間敷候、且又主人切手無之品致懷中出懸り候体ニ候ハ、其品取揚割場江可差出、主人ハ割場江断之上承届可相渡候、当人御門相通不申小遣を添主人方江可相返、若見損申節彼是及雑言等、往来之支ニも相成儀有之候ハ、縛置割場江可相断事
- 一、足輕已下為私用御門外江罷出候節、焼印札并印章小札等、兼而其手筋頭奉行等ハ指出置候印鑑ニ見合可相通候事

### 【御門通行荷物】

- 一、御用之諸色并御家中自分諸色封付候品ハ、二重ニ封付可差出筈ニ候条上封切、其封印与切手印章并御門江指出候印鑑ニ引合可相通候、足輕已下之分、其人々断次第品物相改可相通候事
  - 但、一印ニ而難指出品与見請候ハ、相通申間敷候事
- 一、御用私用共、状箱封付之分ハ切手を以可相通候、尤於御門封切申ニ不及候、封付不申分箱之内相改、書状迄ニ候分ハ可相通、洪張等之大封ニ而難見分品ハ、切手を以可相通候、且御広式年寄女中等ハ差出候状箱封付ニ而も不及切手可相通事
- 一、鳥類獸類并草木根付有無共作花立花砂之物花箱心木之類、金銀屏風御簾戸障子之類、石畳鎌鍬鉄物之類、蕨釣瓶繩へつい之類、為御用差出候節、才領無之分ハ諸場諸役所役人切手を以可相通事
  - 但、右品々御家中ハ差出候節ハ、御作事所御用之品類ハ同所奉行奥印、金銀屏風御簾ハ会所奉行奥印、御露地方御用之品類ハ三十人頭并御露地才許奥印、惣而御用之品ニ無之与申奥書ニ而割場添印を以可相通、右奉行等自分之品差出候節ハ同勤之奥印、忝人役之者ハ御入ニ而相通可申、三十人頭御露地才許ハ御近習頭・御用人之内奥書、割場添印を以可相通候事
- 一、御家中ハ差出候風呂敷包、都而長サ五尺以上之分、封付ニ而も差出申間敷候、併不叶義ニ而差出候節ハ、



年寄中等入を請可相通候事

一、御家中の差出候刀脇刺鑓薙刀身等、切手を以可相通候、封付ニ而無之候得ハ身相改可申候、足輕以下ハ其人任断、尤身相改可相通事

一、御家中の差出候書物ハ、題号書記候、切手を以可相通候事

一、肴食物類出候儀、不及切手、併認有之其品難見分候ハ、切手を以可相通事

以上、通行に関わる規則を踏まえ、通行届について具体的に見ていくことにする。まず御門通行の際、あらかじめ自分が使用する印鑑を割場に届けておくことになるが、その一例を紹介する。

「 覚

一、印鑑 五枚

右私義今晦日致東着候ニ付、東御門并追分口御門其御場為見合指出之申候、以上

三月晦日

山崎幸五郎 (印)

割場

」

「 明治二年

御使番

御近習御用 (印)

印鑑

山崎幸五郎 (印)

両印相用申候 』<sup>(19)</sup>

山崎幸五郎は、知行高 850 石で近習御用を勤め、明治 2 年藩主前田慶寧上洛のため京都まで御供をし、さらに、天皇東京行幸に際して京都から東京まで御供をしている。藩主一行は 3 月 28 日に東京に着いているが、山崎幸五郎は 3 月晦日に着いたようで、その日の内に東御門と追分口御門の通行印鑑届 5 枚を提出している<sup>(20)</sup>。

人や物を屋敷内に入れるため、逆に屋敷外へ出す時には必ず御門を通行することになるが、その際届印を押印した御門通行届を提出させ、それぞれの御門で内容を確認し、問題がなければ許可し、通行させることとなる。東御門通行届は、明治 2 年 4 月 11 日から 5 月 29 日までの約 2 か月分が残されており、表 3 は、その通行届を日付順に一覧にしたものである。通行届は毎日提出されており、少ない日でも一日 1 件、多い日だと 15 件を数える。約 2 か月間で 291 件（1 件に数件分が含まれているものもあり、延べで 316 件）の通行届が提出され、人や物が頻繁に出入していたことが窺える。通行届の内容は、先に述べたように、人に関わるものと物に関わるものに分けることが出来る。その内訳を見ると、人に関わるものでは、小者・若党・家来などが 22 件（7%）、女・下女などが 68 件（22%）、町人が 19 件（6%）、その他が 10 件（3%）で、合計 120 件（38%）となっている。一方物に関わるものでは、諸荷物類が 60 件（19%）、風呂敷包が 136 件（43%）、合計 196 件（62%）となっている。このように、人の通行よりも荷物の出入りが多くなっており、その中でも風呂敷包が実に全体の半数近くを占めている。

それぞれの項目をさらに詳しく見ていくと、人関係ではまず「自分小者」「若党」など、自分の家来の御門往来に関わるものとなっている。中でも高橋往来（知行高 150 石・近習詰）の家来である中越三助と多河初三郎の通行届が多く、ほぼ毎日のように出されている。高橋往来は、明治元年上京御供の際、道中奉行を仰せ付けられ、さらに明治 2 年正月の上京にも御供し、3 月の天皇東京行幸に際しても東京まで御供をしている。「同（明治二年三月）晦日東着仕、詰中御客方御用并御道中方御用茂相勤罷在候」と、3 月晦日に東京に着いて以降客方御用や道中方御用も勤めており<sup>(21)</sup>、御用の一環とし

【表3】東御門通行届一覧（その1）

年月	氏名	通行届内容
4月11日	村井又兵衛内三宅善右衛門	筒御門通行届
4月11日	竹下英八郎	伊藤金左衛門手代御門通行届
4月11日	川崎清大夫	大秤・薬鐘御門通行届
4月11日	沖野勝男	封付風呂敷包御門通行届
4月11日	丹羽次郎兵衛内建部魁之丞	箱風呂敷包・長刀身・掛物御門通行届
4月11日	神戸加平	屏風御門通行届
4月12日	山田久左衛門	泫紙包御門通行届
4月12日	兼輪知大夫	封付風呂敷包御門通行届
4月12日	山本兵五郎	風呂敷包御門通行届
4月13日	水野八郎	封付風呂敷包御門通行届
4月13日	村井又兵衛内三宅善右衛門	荷狭箱御門通行届
4月13日	塩川鉄次郎	封付風呂敷包御門通行届
4月13日	前田銀三郎	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	小島仙助	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	村井又兵衛内山元式男	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	猪山彦藏	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	川崎清大夫	金治鉄・御三絨御門通行届
4月14日	割場御口役	木地箱御門通行届
4月14日	山本兵五郎	風呂敷包御門通行届
4月14日	松原良之助	封付柳筒御門通行届
4月15日	村井又兵衛内三宅善右衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月16日	山本兵五郎	風呂敷包御門通行届
4月17日	川崎清大夫	押切御門通行届
4月17日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
4月17日	有沢沢右衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月17日	中嶋久泉	屏風御門通行届
4月18日	永井正六郎	風呂敷包御門通行届
4月18日	渡辺平三郎	封付風呂敷包御門通行届
4月18日	丹羽次郎兵衛内建部魁之丞	風呂敷包御門通行届
4月18日	岩田忠藏	風呂敷包御門通行届
4月19日	川崎清大夫	封付風呂敷包御門通行届
4月19日	有沢新右衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月19日	小堀祐三郎	風呂敷包御門通行届
4月19日	前田源兵衛	封付風呂敷包御門通行届
4月20日	水野八郎	封付風呂敷包御門通行届
4月20日	辻録次郎	拵附刀御門通行届
4月20日	前田源左衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月21日	兵器局留書所	甲州笠御門通行届
4月21日	羽野幸次郎	米入袋御門通行届
4月22日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
4月22日	辻録次郎	唐油紙包御門通行届
4月23日	辻孝藏	自分小者御門通行届
5月1日	川崎清大夫	琉球呉座御門通行届
5月1日	御道中所	伊賀屋七藏下人式人御門通行届
5月1日	御道中所	伊賀屋七藏下人老人御門通行届
5月1日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月1日	高田嘉平	封付風呂敷包御門通行届
5月1日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月2日	木村弥八郎	女御門通行届
5月2日	木村弥八郎	女中御門通行届
5月2日	篠原佐次右衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月2日	木村弥八郎	女御門通行届
5月2日	木村弥八郎	歩女中御門通行届
5月2日	前田治太郎	封付箱御門通行届
5月2日	斎藤良太郎	歩女中御門通行届

年月	氏名	通行届内容
5月2日	村井又兵衛内山元式男	封付風呂敷包御門通行届
5月2日	村井又兵衛内山元式男	美濃屋九左衛門御門通行届
5月2日	小川鋭吉	風呂敷包御門通行届
5月3日	木村弥八郎	比丘尼御門通行届
5月3日	藤懸十郎兵衛	封付風呂敷包御門通行届
5月3日	川崎清大夫	封付風呂敷包御門通行届
5月3日	斎藤良太郎	比丘尼御門通行届
5月3日	村井又兵衛内山元式男	草履御門通行届
5月3日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛御門通行届
5月3日	御道中方留書	伊勢客屋七藏御門通行届
5月4日	比良左内	風呂敷包御門通行届
5月4日	寺尾沢太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月4日	木村弥八郎	歩女中・下女御門通行届
5月4日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛御門通行届
5月4日	寺尾沢太郎	蚊張御門通行届
5月4日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月4日	村井又兵衛内山元式男	封付風呂敷包御門通行届
5月4日	木村弥八郎	女御門通行届
5月4日	福田半藏	風呂敷御門通行届
5月4日	福田半藏	使御門通行届
5月4日	不破半藏	封付葛籠御門通行届
5月5日	高橋往来	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	堀久平	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	高橋往来	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月5日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月5日	斎藤良太郎	歩女中御門通行届
5月5日	木村弥八郎	女御門通行届
5月5日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	神田詳右衛門	老人御門通行届
5月5日	多賀建物	封付風呂敷包御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	比丘尼御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	女中御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月6日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月6日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届及届印
5月6日	中西外語部	御紋附御提灯御門通行届
5月6日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月6日	神田辰之助	吉野屋久次郎御門通行届
5月6日	池田清三郎	風呂敷包御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月6日	福田半藏	封付御門通行届
5月6日	福田半藏	包御門通行届
5月7日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
5月7日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月7日	川崎清大夫	紅糸房付立閨御門通行届
5月7日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月7日	猪山彦藏	封付風呂敷包御門通行届
5月7日	木村弥八郎	比丘尼御門通行届
5月7日	木村弥八郎	歩女中御門通行届
5月7日	飯尾喜八郎	封付風呂敷包御門通行届
5月7日	丹羽次郎兵衛内建部魁之丞	風呂敷包御門通行届
5月8日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
5月8日	丹羽次郎兵衛内建部魁之丞	刀身鞘御門通行届
5月8日	川崎清大夫	封付風呂敷包御門通行届

【表3】東御門通行届一覧(その2)

年月	氏名	通行届内容
5月8日	増田一万	封付風呂敷包御門通行届
5月8日	斎藤良太郎	風呂敷包御門通行届
5月8日	斎藤良太郎	風呂敷包御門通行届
5月8日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月8日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月8日	木村弥八郎	歩女中御門通行届
5月8日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月9日	神田久五郎	封付風呂敷包御門通行届
5月9日	前田銭松	封付風呂敷包御門通行届
5月9日	斎藤良太郎	女・下女御門通行届
5月9日	兵器局留書所	横浜表ヨリ之使御門通行届
5月9日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月9日	川崎清大夫	御泥障御門通行届
5月9日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月9日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月9日	不破半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月10日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛下人御門通行届
5月10日	御露地方役所	駕籠御門通行届
5月10日	木村弥八郎	女御門通行届
5月10日	福田半藏	包御門通行届
5月10日	福田半藏	風呂敷包外式人御門通行届
5月11日	斎藤良太郎	比丘尼御門通行届
5月11日	高田嘉平	西村宗七御門通行届
5月11日	猪山彦藏	猪山左門家来林小三郎御門通行届
5月11日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月11日	木村弥八郎	女御門通行届
5月11日	福田半藏	封付状箱御門通行届
5月11日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月12日	曾田吉左衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月12日	鷹巢権太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月12日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月12日	寺尾沢太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月12日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月12日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月12日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月12日	斎藤良太郎	女・下女御門通行届
5月12日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月12日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月13日	中村源左衛門	袋入短刀御門通行届
5月13日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月13日	木村弥八郎	女・下女御門通行届
5月13日	曾田吉左衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月13日	山本兵五郎	紙包御門通行届
5月13日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月13日	川崎清大夫	村山御召三絨・熊毛添泥障御門通行届
5月13日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月14日	長谷川健太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月14日	林省三	刀御門通行届
5月14日	神田久五郎	封附風呂敷包御門通行届
5月14日	村井又兵衛内三宅善右衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月14日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛御門通行届
5月14日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月14日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月14日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	五拾卷入本箱御門通行届
5月14日	福田半藏	風呂敷包御門通行届

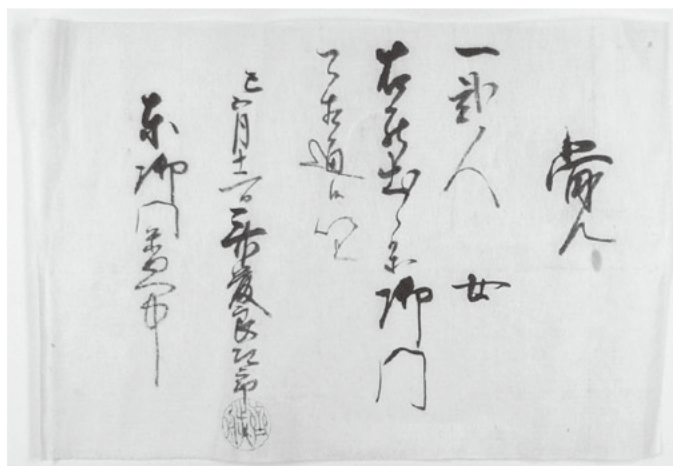
年月	氏名	通行届内容
5月15日	高橋往来	若党御門通行届
5月15日	兵器局書吏	西洋馬具御門通行届
5月15日	前田治太郎	木地箱御門通行届
5月15日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月15日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月15日	福田半藏	封付風呂敷包并女男御門通行届
5月15日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月15日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月15日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月16日	兵器局書吏	伊勢喜屋七藏御門通行届
5月16日	斎藤良太郎	乗物女中・歩女中御門通行届
5月16日	冲野勝男	封付風呂敷包御門通行届
5月16日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月16日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月16日	高橋往来	若党御門通行届
5月16日	木村弥八郎	女御門通行届
5月16日	渡沢政之丞	薪御門通行届
5月16日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	焔山仙之助	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	神田一平	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	斎藤良太郎	男御門通行届
5月17日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月17日	永井正六郎	風呂敷包御門通行届
5月17日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月17日	兵器局書吏	天竺屋利兵衛下人御門通行届
5月17日	割場物書所	懸物御門通行届
5月17日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月18日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月18日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月18日	曾田吉左衛門	折御門通行届
5月18日	金田久兵衛	封附風呂敷包御門通行届
5月18日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月18日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月18日	寺尾沢太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月18日	服部十兵衛	風呂敷包御門通行届
5月18日	川崎清大夫	封附風呂敷包御門通行届
5月18日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月18日	服部十兵衛	自分袴御門通行届
5月18日	井口伊三郎	浅倉屋久兵衛手第御門通行届
5月18日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月18日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月18日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月19日	木村弥八郎	女御門通行届
5月19日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月19日	斎藤良太郎	女中御門通行届
5月19日	曾田吉左衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月19日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月19日	神田陸太郎	忝人御門通行届
5月19日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月19日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月20日	服部十兵衛	越後屋長吉下人御門通行届
5月20日	神田久五郎	封附風呂敷包御門通行届
5月20日	佐野清大夫	風呂敷包御門通行届
5月20日	斎藤良太郎	女御門通行届

【表3】東御門通行届一覧(その3)

年月	氏名	通行届内容
5月20日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月21日	柿山仙之助	封付風呂敷包御門通行届
5月21日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月21日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月21日	原余所太郎	足駄御門通行届
5月21日	堀昇之介	老人御門通行届
5月21日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月22日	斎藤良太郎	歩女中・下女御門通行届
5月22日	木村弥八郎	女御門通行届
5月22日	木村弥八郎	比丘尼御門通行届
5月22日	兵器局書吏	天竺屋利兵衛下人御門通行届
5月22日	木村弥八郎	女中・下女御門通行届
5月22日	木村弥八郎	女・下女御門通行届
5月22日	神田一平	封付風呂敷包・刀御門通行届
5月23日	兵器局書吏	天竺屋利兵衛御門通行届
5月23日	安井脩治郎	中村屋熊吉御門通行届
5月23日	林省三	封付風呂敷包御門通行届
5月23日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月23日	飯尾喜八郎	風呂敷包御門通行届
5月23日	大橋昇之助	封付風呂敷包御門通行届
5月23日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月23日	川崎清大夫	切皮御門通行届
5月24日	芝田正蔵	老人御門通行届
5月24日	高橋往来	封付風呂敷包御門通行届
5月24日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月24日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月24日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月24日	木村弥八郎	女御門通行届
5月24日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月25日	高橋往来	家来多河初三郎御門通行届
5月25日	木村弥八郎	女御門通行届
5月25日	半田鎮次郎	封付風呂敷包御門通行届
5月25日	大和屋与兵衛	越中屋文吉壳子市左衛門御門通行届
5月25日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月26日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月26日	福多半蔵	風呂敷包御門通行届

年月	氏名	通行届内容
5月26日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月26日	曾田吉左衛門	いせや利八御門通行届
5月26日	福田半蔵	包御門通行届
5月26日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月27日	河原繁人	封付風呂敷包御門通行届及届印
5月27日	諸色屋代幸次郎	弁当箱御門通行届
5月27日	御露地方役所	御長柄傘・御手傘御門通行届
5月27日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月27日	木村弥八郎	女御門通行届
5月27日	御座敷方	御手桶御門通行届
5月27日	柘植彦之丞	封付風呂敷包御門通行届
5月27日	神田一平	封付風呂敷包御門通行届及届印
5月28日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月28日	木村弥八郎	女中・下女御門通行届
5月28日	長谷川健太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	服部十兵衛	ゆかた等御門通行届
5月28日	井上栄八郎	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	斎藤良太郎	風呂敷包御門通行届
5月28日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月28日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月28日	村井又兵衛内三宅善右衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	柿山仙之助	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	兵器局書吏	双眼鏡・小太鼓替皮御門通行届
5月28日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月28日	藤本錦三郎	雨掛御門通行届
5月29日	藤懸十郎兵衛内堀久左衛門	菓子箱・中折半切・いなた・盆御門通行届
5月29日	御手木船崎定右衛門	老人御門通行届
5月29日	丹羽昌吉	封付風呂敷包御門通行届
5月29日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月29日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月29日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月29日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月29日	小川鋭吉	風呂敷包御門通行届
5月	斎藤良太郎	女御門通行届
5月	福田半蔵	風呂敷包御門通行届

【註】「御門通行届綴」(新保家文書)より作成。



女御門通行届 (金沢市立玉川図書館 新保家文書)

て家来である中越三助と多河初三郎の御門出入りが多かったように思われる。

次に「女」「女中」「下女」「比丘尼」など女性の往来届が68件となっているが、届出者は木村弥八郎と齊藤良太郎の二人で、これもほぼ毎日通行届を提出し、多い日は一日4通にもなっている。そこで、木村弥八郎と齊藤良太郎の経歴を確認すると、木村弥八郎（知行高180石）は、慶応4年8月18日二之御丸広式御用達を仰せ付けられ、明治元年4月15日御広式女中が東京へ罷り越す際締方御用を勤め、同7月18日女中が金沢へ罷り帰る時も同様締方御用を勤めている。更に同年10月14日内務局副務を申し付けられている（明治3年6月御近侍）。一方齊藤良太郎（知行高130石）も慶応3年正月23日二之御丸御広式御用達を仰せ付けられ、明治2年10月14日内務局副務を、さらに二之御丸御広式御用専務を勤めている（明治3年6月御近侍並）<sup>(22)</sup>。このように二人に共通する役職として、二之御丸広式御用達を勤めていることがわかる。

そこで、御門通行の規則によると、

「一、御広式女中為御用往来乗物、指添候足輕断次第昼夜共不及切手可相通候、且歩女中之分者、御広式頭御用達之内切手を以可相通候、将又年寄女中為御用片出片入之儀、御広式頭御用達之内の足輕を以申越候ハ、可相通候、右年寄女中若同道之女中有之節、召連候段相断候者、是又片出片入不指支候、尤不及切手候事

但、乗物女中足輕不差添分ハ、御広式頭御用達之内切手を以可相通候事」

とあるように<sup>(23)</sup>、作事御門も追分口御門も同様の規則であることが確認できる。歩女中の通行には御広式御用達の切手を以て通行することとなっており、御用の一環として二人は同時期に届書を出していたことが窺える。

東御門通行届の中に、年寄（八家）の一人である村井又兵衛（長在<sup>ながあきら</sup>）の家来の名が見える。村井又兵衛も明治2年正月前田慶寧上洛の際、御供を仰せ付けられたが、病気のため御容赦となり、回復次第出京することとなっていた。ところが、3月前田慶寧に天皇東京行幸の際の供奉が命じられると、又兵衛にも御供が仰せ付けられた。御用は病氣快方次第出立とのことで、病気が回復した3月4日金沢から直に東京へ向け出発し、17日に到着している。そして4月朔日には、正三位様（前田<sup>なりやす</sup>齊泰）・正四位様（前田慶寧）の名代として参内をしている<sup>(24)</sup>。

町人の御門出入りも19件確認出来る。伊賀屋七蔵や伊勢喜屋七蔵は御道中所の御用として、天竺屋理兵衛は兵器局留書所の御用としてそれぞれ通行しており、町人の屋敷出入りは藩の役所との関わりが深かった。

荷物では、「屏風」「琉球呉座」「草履」「蚊帳」「足駄」など、諸士が使用する色々な物が入り出している。中には「双眼鏡・小太鼓替皮」「西洋馬具」など兵器局で、「木地箱」「懸物」など割場物書所と、藩役所で使う物も通行届が出されている。変わったところでは、諸色屋代幸次郎の「弁当箱」、中西外語郎の「御紋附御提灯」が届け出されている。特に、中西外語郎（知行高50俵）は、「明治元年十月十五日当分御提灯才許被仰付、同二年御上京為御供罷越候処、同三月御供奉陸行御供被仰渡」と、明治元年に御提灯才許を仰せ付けられている<sup>(25)</sup>。

通行届には、

「 覚

一、九拾壺張 御紋附御提灯

右為御修復指出候間、御門可被相通候、以上

巳五月六日

中西外語郎（印）

東御門番人中

」

とあるように<sup>(26)</sup>、提灯修復の御用として、御紋附提灯 91 張を屋敷より持ち出していることがわかる。

荷物の中で圧倒的に多いのが「風呂敷包」「封付風呂敷包」であり、実に全体の半数近くにのぼっている。風呂敷包の具体的な中身は確認出来ないが、風呂敷の中に脇差などの刀剣類が含まれている場合はその旨が付記されている。「風呂敷包」の提出者を見てみると、福田半蔵が頭出して提出しており、ほぼ毎日となっている。これも個人的というよりは、むしろ御用の一環であると思われる。残念ながら福田半蔵の経歴については不明なため、具体的な御用内容は分からない。

最後に、御門の管理に関わる部分について、前掲「作事方御門格帳」より抄出し掲載したので、簡単にその内容を確認しておきたい。

### 【御門管理】

- 一、朝六ツ時御門開、暮六ツ時致御縮、但朝暮往来之人体不相分内ハ大扉不開、小扉より為致往来、暮六ツ時より明け六ツ時迄小扉の往来之事
- 一、御門ニ張状有之節、添番御横目足輕立会取揚置、割場并御横目所指図之通可相心得事
- 一、訴訟人有之節、割場并御横目所差図之通可相心得事
- 一、御門方之儀、先々を尋越候ハ定之通申答可遣、於先々致会得兼、自然彼是与申越候ハ、割場江相尋候之様申答、番人共先々江及懸合申間敷事
- 一、御家中并他所御家中之人々懸合申義有之、若難聞捨雜言等申間候族有之節ハ、人柄ニ不拘御門番所ニ差留置候而、其首尾を割場江可及断、暨狼藉等ニ而不得止事趣も有之節ハ捌置候而、是又割場江可相断事
- 一、諸方を取置候昼夜切手、月々十日分宛惣数相しらへ、割場江可差出候、諸色切手之儀ハ不及指出候、但切手文段之儀ハ定之通ニ候事
- 一、御門勤方之儀、不依何事不時急々之儀有之差支候節、御横目の申渡有之候ハ、割場之指図を不待、都而無泥御横目の申渡之通可相心得、其段追而割場江可申間

とあり<sup>(27)</sup>、各御門の開門は朝六時（午前6時）で、閉門は暮六時（午後6時）となっている。また、御門通行に際し御尋ねがあれば、定（決まり）の通り答え、それでも納得のいかなかった場合は、割場まで尋ねるように対応し、その場では懸合にならないようにすること。「諸方を取置昼夜切手、毎月十日限ニ惣通数相しらへ割場江可差出候」と、諸方より昼夜に受け取った通行切手は、毎月10日メで総数を調理し、割場へ差し出す事なども決められていた<sup>(28)</sup>。

### おわりに

以上、割場留書役を勤めた新保家文書を中心として、江戸本郷屋敷東御門通行届を事例に、実際の御門出入りの状況について見てきた。一方金沢城は、加賀藩前田家の居城として、本丸・二ノ丸・三ノ丸・薪丸などの曲輪が配置され、城内からの出入りのため多くの御門が設置されている。中でも石川門・橋爪門・河北門は、金沢城内にとって主要な御門であり、三御門と呼ばれるほど格式の高いものであった。特に橋爪門は二ノ丸の正門に当たり、御殿に出入りする人を厳重にチエツクした重要な御門であった。江戸藩邸同様、各御門の管理や門番の勤め方なども定められ、各御門には番人が置かれ、通行人や物品の取締りに当たっていた。残念ながら金沢城における御門の通行届が残されていないので、誰が、いつ、どのような物が通行・往来したかなど、具体的な点は不明である。

しかし、金沢城の御門番人の勤め方（規則）については、何点か確認することができる<sup>(29)</sup>。江戸藩邸（江

戸)と金沢城(国元)の御門通行の手順や方法などを比較することにより、屋敷(城)への出入り(通行)の違いについて明らかにしていくことが今後の課題となろう。さらに、長屋や塀で囲まれたいわゆる閉ざされた空間でもある江戸藩邸にも各所に御門が設けられ、それぞれの御門の勤め方も定められている。残された各御門の通行に際しての規則は、基本的な部分は同じであるが、違いも見られ、それらの違いを詳細に比較検討することによって、各御門がどうゆう性格や機能を持った御門であったのかが明らかになるものと思われ、今後の課題としたい。

#### [註]

- (1) 「寛政十年詰人高しらへ帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館 加越能文庫)。以下加越能文庫と表示。
- (2) 新保家は、代々横山蔵人家(知行高1万石)の附同心として仕え、15俵を給されていた。5代目清次郎が割場附足輕を仰せ付けられた関係で、文書は割場関係が中心となっている。現在、新保家文書は、金沢市立玉川図書館近世史料館郷土史料「新保家文書」として整理され、公開されており、その件数は797点を数える。
- (3) 「由緒一類附」(明治3年)(新保家文書)。
- (4) 「勤方并調筆書上」所収「留書勤方」(慶応2年)(新保家文書)。
- (5) 「江戸御上屋敷絵図」(金沢市立玉川図書館近世史料館 清水文庫)。
- (6) 「続漸得雑記」(第6巻)所収「江戸御上屋敷御門名目」(貞享4年)(加越能文庫)。
- (7) 「御門方留帳」(明治2年)(加越能文庫)。
- (8) 前掲7「御門方留帳」、「追分口御門勤方帳」(嘉永6年)、「江戸邸御門勤方」所収「大御門勤方」(弘化4年)・「御作事方御門格帳」(嘉永6年)、「江戸御作事御門御定書」(文化4年)(加越能文庫)。
- (9) 「割場御定御条目」(天保10年)(加越能文庫)。
- (10) 「印鑑届」(新保家文書)。
- (11) 「御門通行届綴」(新保家文書)。
- (12) 「先祖由緒并一類附帳」(加越能文庫)。
- (13) 『加賀藩史料 幕末編下巻』明治元年正月18日条「御用方手留」他、同2月8日条「御用方手留」、同3月7日条「従三位慶寧履歴」他、同3月28日条「諸事留牒」、同7月15日条「恭敏公記史料」、同7月29日条「御用方手留」。
- (14) 前掲11。
- (15) 『加賀藩史料 幕末編下巻』明治元年閏4月17日条「御家録方日記」。
- (16) 『加賀殿再訪』(西秋良宏編 東京大学総合研究博物館発行 2000年)。
- (17) 前掲8。
- (18) 前掲8中「御作事方御門格帳」(嘉永6年)。
- (19) 前掲10。
- (20) 前掲12中「山崎幸五郎」(明治3年)。
- (21) 前掲12中「高橋往来」(明治3年)。
- (22) 前掲12中「木村弥八郎」「斎藤良太郎」(明治3年)。
- (23) 前掲8「追分口御門勤方帳」(嘉永6年)。
- (24) 前掲12中「村井恒」(明治3年)。
- (25) 前掲12中「中西外語郎」(明治3年)。
- (26) 前掲11。
- (27) 前掲18。
- (28) 前掲8中「江戸御作事御門御定書」(文化4年)。
- (29) 「諸場御定書等」(文化8年)、「三御門勤方録」、「御門方帳」、「橋爪御門手帳」、「三之御丸御番方壺巻」、「御門番近例鈔」、「三ノ御丸御番方手帳」(享保3年)(加越能文庫)など。『加賀藩御定書 前編』(金沢文化協会発行 昭和11年)。











## 関屋家旧蔵文書等について

大河内 勇介

### はじめに

本稿は、金沢藩士で金沢城再建にも関わった関屋家が旧蔵したと考えられる文書等を紹介するものである。

本文書群を紹介することになった経緯はやや特異である。福井県の文化財に関する仕事に従事している筆者は、福井県文書館で古文書の写真帳を閲覧していた折、福井県鯖江市在住の方と親しく話をする機会を得た。その方の自宅に古文書が眠っているという話を伺い、後日、拝見させてもらうこととなった。実見すると、それは、加賀藩士の関屋家が旧蔵したと考えられる文書等であった。現所蔵者によれば、数十年前に購入し、これまで大切に保管してきたものという。保存状態も大変良好である。加賀藩士の文書は、おそらく福井藩と比較しても残り具合が良く、石川県立歴史博物館や金沢市立玉川図書館近世史料館等できちんと整理されて保管されていると思う。ただ、残り具合が良い分、県外に流出したのもそれなりに存在すると思われ、古書目録等でときおり見かけることもある。こうした県外に流出したのも把握されるに越したことはない。そこで、金沢城調査研究所の木越隆三氏にご相談し、関屋家は金沢城再建に関与しており、その文書は金沢城の歴史を考える上でも示唆的であるため、『金沢城研究』で史料紹介をさせていただき運びとなったわけである。

以下、まず、1では、本文書群の全体像を示す。その上で、2では、関屋家当主に関する個別文書を探り上げ、その内容を解説する。3では、それ以外の個別文書を探り上げ、説明を加えたい。

なお、筆者は、石川県の歴史については全くの不勉強で、金沢藩や金沢城に関する研究の水準も詳しく知らないため、間違いや誤解も多いと思うが、どうかご寛恕願いたい。

### 1 関屋家旧蔵文書等の全体像

本文書群の全体像を把握するため、目録を作成したので、本文の末尾に示しておく。

まず、本文書群の現況を述べつつ、目録の作成手続きを確認しておこう。総点数は22点である。その内、6点は軸装となっており、残る16点は木箱3函（うち1函は「御判物」という墨書がある）に収められていた。軸装の時期や理由は不明である。軸装されている文書に包紙がある場合、その包紙は木箱に収められていた。包紙がある文書も多いが、文書と包紙の組み合わせが混乱している場合もあったので、そうした混乱を直した上で、目録を作成し、木箱に収納し直しておいた。また、包紙の他にも、比較的新しいと思われる貼紙が付されている場合もあり、貼紙にはボールペンで文書内容が要約されていた。これについては、文書を読めば分かることなので、目録には反映させなかったが、目録 No.3 については、文書本体が失われ、包紙のみが残っている状態であったので、貼紙の内容を記した。なお、如上の点から、本文書群には流出した文書があったことも分かる。目録 No.3 の文書本体の行方は残念ながら不明である。

目録では、No.・文書名・形態・寸法・年月日・西暦・差出・宛先・内容・備考を記した。ただし、員数につ

いては、すべて1通であり、料紙については、すべて楮紙であるので、目録では省略することとした。目録のNo.は、文書の年代順に付したもので、各文書につきできる限り年代比定を行った。また、内容欄では、文書や包紙の文言を極力記すようにした。ここでは、特殊な記号として、「/」は改行、「〈 〉」は割注を示している。なお、No.1・2については、加賀藩士関屋家として初発の文書であるという重要性に鑑み、全文を翻刻し、写真も掲載した。また、No.4・5・6・13・15・19・20については、内容が豊富なので、全文を翻刻した。目録とともに史料翻刻・写真も参照して欲しい。

次に、目録にもとづき、本文書群の全体像を俯瞰しておこう。本文書群の中核をなすのが加賀藩藩主の知行宛行状（判物・印判状）・書状で、17点である。次いで、加賀藩家老等連署書状が3点、知行目録が1点、包紙が1点となっている。加賀藩士の家に伝来した文書群に相応しい構成と言える。ただし、宛先に注目すると、関屋家の当主に宛てた文書が15点、それ以外の人物に宛てた文書が7点というように大きく分かれる。そこで、ひとまず、次の2で前者について紹介し、3で後者について紹介することにしたい。

## 2 関屋家の当主に関する文書

関屋家の当主が宛先となっている文書について順に紹介していこう。

### ①関屋新兵衛（政春） 目録No.1・2

政春は、従来からよく知られている史料である明治3年（1870）付の先祖由緒并一類附帳〔関屋庸平〕<sup>(1)</sup>（以下、「先祖由緒」と省略する）によれば、美濃国野村領主織田河内守長孝の家臣である関屋佐左衛門の子。元和7年（1621）に父佐左衛門が没したため、政春が跡を継いだ。しかし、寛永8年（1631）に織田家が絶家となったので、政春は浪人となって金沢へ来訪、同10年には3代藩主前田利常に仕え、同11年には知行200石を賜り、馬廻組に列したとされる。

波線の記述を裏付けるのが目録No.1である。これによれば、同11年12月27日に前田利常が政春に対して、3ヶ国（加賀・能登・越中）の内から200石の所々を扶助したとある。加賀藩士関屋家の歴史はまさにここから始まると言えるわけで、本文書の発見はその意味で大変重要である。また、目録No.2は、前田利常が政春に対して、小角豆（ささぎ）1籠が到来したことにつき満足しましたと礼を述べたもので、前田利常と政春の交流を示す史料となる。

また、政春は、「先祖由緒」によれば、前田利常に仕えた後、大小将組・御使番・先筒頭等を勤め、150石の加増を受け、貞享2年（1685）に没したとされる。さらに、種々の史料から<sup>(2)</sup>、山鹿素行に師事し、兵法や武術を究め、5代藩主前田綱紀子息の侍読を勤めたことや、『乙夜之書物』・『政春古兵談』を著したことも知られている。なお、『政春古兵談』は、天正年間（1573～93）以降武功を顕した古老に聞いた諸合戦の説話をまとめたもので、その一節には「金沢御本丸ノ御広間ハ、下間法橋ノ時ノ御堂ヲ其儘御広間ニ用テ、利家公ノ御代迄在タルト也」とあり、金沢御堂をそのまま金沢城本丸広間（慶長7年（1602）焼失）に用いたことも記されており、初期金沢城の様子を知りうる史料となっている。

### ②関屋市右衛門（政知） 目録No.3・4・5・7・9

政知は、「先祖由緒」によれば、政春の子で、延宝5年（1677）に前田綱紀に仕え、a天和2年（1682）に150石を賜り、父の死後、貞享3年（1686）に家督・遺知350石を継ぎ、細工奉行・組外番頭・b留

守居物頭等を勤め、c 享保9年(1724)に致仕し、同16年に没したとされる。

波線 a を裏付けるのが目録 No.3 であるが、先述したように、残念ながら、文書本体は見当たらない。また、波線 b に関するのが目録 No.7 である。これによれば、宝永7年(1710)7月29日に前田綱紀が政知に対して、留守居番料として150石を扶助した。ただ、当時は元禄6年(1693)以降の知行宛行状発給停止期間に当たっていたため<sup>(3)</sup>、享保9年8月1日に6代藩主前田吉治が奥書を加えて遡及発行の内容を保証するという形式が採られているのである。また、波線 c に関わるのが目録 No.9 である。「先祖由緒」には、享保9年の致仕の際、8月11日に隠居料として200石を賜ったことが記されており、この記述と本文書の内容が一致する。よって、本文書の年紀・差出は不明であるが、享保9年8月11日・前田吉治と判断できる。ただし、本文書は写である。

ところで、目録 No.4・5 については、「先祖由緒」に記述がない上、関屋家の養子に関する文書で興味深い。まず、年紀については、政知や差出の前田孝行・多賀直方・前田貞親の生存期間に該当する甲戌の年である元禄7年(1694)に確定できる。目録 No.4 の内容については、関屋市右衛門の娘兩人につき何れへの縁組みを仰せ付けられるように願った市右衛門の書付を御覧に入れたところ、自由であるという旨を仰せ付けられたので、(市右衛門から)再度申し上げるようにお申し下さい、以上の旨を奥村壺岐(恵輝)殿から申して来たので、追って様子をお聞かせ下さいというもの。情報伝達の経路がややこしいが、前田綱紀—奥村恵輝—前田孝行・多賀直方・前田貞親—政知となっている。目録 No.5 は、上記の伝達を受けた政知が再度前田綱紀に書付を提出し、それに対して前田綱紀が仰せ付けた内容を前田孝行・多賀直方・前田貞親が伝えたもの。これによれば、関屋市右衛門の姉娘と中川安左衛門(長重)の嫡子である友右衛門(長時)方を縁組みしたいという書付を提出されたことにつき、拙者共も添書をもって御覧に入れたところ、自由であるとの旨を仰せ付けられました、ご了解下さいとある。こうした過程を経て、関屋家と中川家の縁組みがなったようである。実は、中川家の先祖由緒并一類附帳[中川甚六]<sup>(4)</sup>には、中川長時の妻として「御留守居番相勤其後隠居被仰付候、関屋故政知娘」が記されており、寛延2年(1749)に病死したことも分かる。以上の文書は、加賀藩士における縁組みの過程の一端を窺うことのできる資料と言える。

### ③関屋市右衛門(政恒) 目録 No. 12

「先祖由緒」によれば、前述した政知の跡は、その子の佐左衛門政嗣が継いだ。ただ、残念ながら、政嗣に関する文書は伝来していない。政恒は、政嗣の子で、寛保元年(1741)に家督・遺知350石を継ぎ、組外御番頭・会所奉行・御台所奉行・柳原御前様御附等を勤め、明和9年(1772)に没したとされる。

目録 No.12 は、11代藩主前田治脩が政恒に対して、家督任叙入国の祝儀として肴が到来したことにつき喜んで礼を述べたものである。年紀については、書かれていないが、前田治脩の日記である『太梁公日記』<sup>(5)</sup>から、明和8年に家督任叙入国の祝儀が家臣から届いていたことが分かるので、同8年と確定できる。

### ④関屋中務(政良) 目録 No. 15・16・17・19

政良は、包紙に松之助・斎宮とあるように、松之助・斎宮・織人・市右衛門・中務等と称した<sup>(6)</sup>。「先祖由緒」によれば、加賀藩士瀬川半兵衛の四男であったが、明和7年(1770)に政恒の養子となった。明和9年(1772)に家督・遺知350石を継ぎ、享和2年(1802)に200石、a 文化5年(1808)

に200石、b同7年に300石を加え、合計1050石を受けた。組外御番頭・大小将組・御使番・定番頭並御近習御用等を勤め、文政5年（1822）に致仕、同10年に没したとされる。

波線aを裏付けるのが目録No.16である。これによれば、文化5年12月25日に12代藩主前田斉広が政良に対して、加増知200石を宛行い、都合750石の所務を全うしなさいとある。また、波線bを裏付けるのが目録No.17で、文化7年3月6日に、加増知300石を宛行い、都合1050石の所務を全うしなさいとある。

後者の加増について見逃せないのは、政良が金沢城二ノ丸御殿再建に関わっていた点であろう。文化5年、金沢城二ノ丸で出火し、二ノ丸御殿が全焼したことはよく知られる。その後、文化7年にかけて二ノ丸御殿再建が進められた。その際、8名が造営奉行に任じられたが、その内の1人が政良であった。政良は当時、前田斉広の近習を勤め、御用部屋詰めであり、造営奉行の1人であった高畠五郎兵衛厚定の日記『御造営方日並記』<sup>(7)</sup>には「関屋氏より申来」と頻出するように、前田斉広のこまごまとした指図を造営方に伝達する役割を担っていたらしい。ともあれ、この造営事業では、家中や領民からの献金を受けつつ、大工をはじめとするさまざまな職人・商人を動員し、二ノ丸御殿はわずか3年で完成したことが分かる。そして、造営事業がなった際、『御造営方日並記』の文化7年3月6日条に「一、関屋氏今日御呼出之所、三百石御加増、人持末席ニ被仰付候事」とあるように、政良の300石加増（目録No.17）と人持組末席への昇進があった。『御造営方日並記』の解説でも指摘があるように、造営の功労を認めた加増と昇進と考えられよう。ただ、他の造営奉行についてはどれほどの加増があったか否かは残念ながら不明である。

その他、目録No.15は、前田斉広が政良に対して、家督転任入国の祝儀として太刀・馬が到来したことにつき喜んでいきますと礼を述べたものである。年紀については、前田斉広が家督を継ぎ入国を果たした享和2年であろう<sup>(8)</sup>。なお、包紙には本状の発給過程も記されている。これによれば、享和3年4月1日に御書が下付されるので今日5時頃に登城すべき旨の前月御用番前田内匠助殿からの御廻文があり、金沢城松垣御間で御用番奥村左京（質直）殿から御書を頂戴したという。また、目録No.19は、13代藩主前田斉泰が政良に対して、家督転任入国の祝儀として使者をもって太刀・馬が到来したことにつき喜んでいきますと礼を述べたものである。年紀については、前田斉泰が文政5年に家督を継いだ後、初めて入国をした同7年であろう<sup>(9)</sup>。なお、こちらも、包紙に本状の発給過程が記されている。これによれば、文政8年3月11日に御書が下付されるので今日5時頃に登城すべき旨の御用番甲斐守（長連愛）殿からの御廻文があり、眼気痛のため名代伊藤適老が登城し、甲斐守殿から御書を頂戴したらしい。「先祖由緒」でも、当時、政良が眼気痛に悩まされていたことを確認できる。

#### ⑤関屋新兵衛（政通） 目録No. 20

政通は、「先祖由緒」によれば、政良の子で、文政5年の父政良隠居の際、家督を相続し、人持組に加えられ、如来寺請取火消等を勤め、弘化3年（1846）に没したとされる。

目録No.20は、前出の目録No.19と同内容である。隠居した政良と家督を相続した政通の両人が祝儀を届けたからであろう。包紙上書によれば、文政8年3月、政通本人が登城し、御用番甲斐守（長連愛）殿から御書を頂戴し、当座の御礼を申し述べ退去したとある。

#### ⑥関屋一学（政均） 目録No. 21

政均は、「先祖由緒」によれば、関屋家別流の関屋八平の弟で、天保9年（1838）に政通の養子と

なり、弘化3年（1846）に跡目を継いで遺知1050石を相続し、人持組・如来寺請取火消・越中下飯野村字新浜在番・能登盗賊改方等を勤め、安政6年（1859）に没したとされる。波線を裏付けるのが目録No.21で、弘化3年12月12日に前田齊泰が政均に対して、故新兵衛遺領1050石を宛行い、所務を全うしさいとある。

#### ⑦ 関屋勝之助 目録 No. 22

勝之助は、「先祖由緒」を作成して署判をした関屋佐左衛門のことであろう。「先祖由緒」には自身に関する記述があまりないが、関屋家別流の先祖由緒并一類附帳[関屋八平]<sup>(10)</sup>によれば、関屋佐左衛門は安政6年（1859）に政均の養子となり、政均流の家を継いだようである。波線に関する史料が目録No.22で、安政6年12月11日に前田齊泰が勝之助に対して、故一学遺領1050石を宛行い、所務を全うしさいとある。

### 3 関屋家当主以外に関する文書

関屋家当主以外の人物が宛先になっている文書については、相互に関連があるものは一括し、基本的には時代順に紹介していく。

#### ① 村井豊後守（親長） 目録 No. 6

親長は、加賀藩の執政を担当した加賀八家の村井氏第5代である。従来、親長が宝永5年（1708）に従五位下豊後守に叙任したことが知られていたが<sup>(11)</sup>、そのことに関するものが目録No. 6前田綱紀書状である。これによれば、内々に願った通り、諸大夫（武家で五位相当の者）の件を（将軍が）仰せ出され、（老中）秋元但馬守（喬知）へ申し達しました、そなたが叙爵するとのことですが、また、（親長の）先祖が豊後守を名乗ったこと（村井豊後守長頼を指すか）は公儀でも御存じの者がいるので、この度豊後守に改めたいという旨を（秋元）但馬守へ申し入れ、首尾よく済みましたとある。加賀藩の陪臣叙爵の過程を知りうる史料となっている。

#### ② 池田源五大夫（矩隆）・池田安三郎（致恭） 目録 No. 8・14

先祖由緒并一類附帳[池田英秀]<sup>(12)</sup>によれば、矩隆・致恭は、池田家の一族である。元禄16年（1703）7月9日に矩隆の父に当たる池田源丞武慶が加増知20石を拝領したことが分かるが、それを裏付けるのが目録No.8前田吉治知行宛行状である。ただし、先述したように、当時、知行宛行状発給停止期間に当たっていたため、享保9年8月1日に前田吉治が奥書を加えて遡及発行の内容を保証した。そして、その際、本来の宛先となる武慶がすでに死去していたため、子の矩隆が宛先となっているわけである。また、前帳には、寛政8年（1796）7月11日に致恭が父池田左膳（矩隆子息の路恒）の遺領120石と家督を継いだと記されているが、それに関わるのが目録No.14前田治脩知行宛行状となる。

#### ③ 土方采男（氏明）・土方勘右衛門（栄氏） 目録 No. 11・18

先祖由緒并一類附帳[土方与八郎]<sup>(13)</sup>によれば、氏明・栄氏は、土方家の一族である。宝暦10年（1760）3月29日に勘左衛門氏明が亡父孫三郎氏知の跡目・遺知1300石を継いだとあるが、それに関わるのが目録No.11第10代藩主前田重基知行宛行状と思われる。ただし、本状の日付は3月28日



で、1日ずれがあり、宛先が土方采男となっている点、やや疑問が残る。また、前帳には、文化8年5月15日に栄氏が物頭並を仰せ付けられて御役料を賜ったとあるが、それを裏付けるのが目録No.18前田齊広知行宛行状で、役料は150石と判明する。

#### ④国府仙右衛門（近乗） 目録No. 10

近乗は、先祖由緒并一類附帳[国府数馬]<sup>(14)</sup>によれば、貞享3年（1686）に家督を継ぎ、300石を知行し、本組与力・御馬廻組・飛州高山在番・表御納戸奉行・定番御馬廻御番頭等を勤め、元文4年（1739）に没した人物である。

目録No.10加賀藩家老等連署書状は前帳に記述のない国府家の養子に関するものである。年紀については、差出の前田対馬守（孝資）・玉井市正（貞衛）・前田図書（貞直カ）・本多頼母（政恒）・前田土佐守（直躬カ）・本多安房守（政昌）等の生存期間の戊午の年である元文3年となる。内容については、御手前（近乗）養子仙十郎の儀、高畠金左衛門二番目の娘と縁組をしたいという旨の書付を御覧に入れたところ、願い通りであると仰せ出されましたというもの。なお、高畠金左衛門については、元文3年頃、庶物類纂御用を勤めていたことが知られる<sup>(15)</sup>。

#### ⑤菅野権左衛門 目録No. 13

目録No.13知行目録の差出は、河内守とあるが、印文は「尚寛」と読めるので、加賀八家奥村家10代の奥村尚寛と分かる。一方、宛先の菅野権左衛門は残念ながら不明である。内容は知行の高と所在を記したものである。

以上、関屋家当主以外の人物が宛先となっている文書を紹介してきた。ただ、問題として残っているのは、なぜ、これらの文書が関屋家の文書とともに伝来したかという点であろう。村井家・池田家・土方家・国府家・菅野家と関屋家の関係は残念ながらほとんど不明である。唯一、「先祖由緒」では村井豊後守組として関屋政良を確認できるが、このことと目録No.6が関屋家に伝来したことが関わるか否かも分からない。さらには、いつ、関屋家の文書と一緒にになったのかという点も定かではない。如上の諸点については後考を俟ちたいと思う。

#### おわりに

本稿では、福井県鯖江市に所在する関屋家旧蔵文書等について紹介してきた。とりわけ、従来から知られる「先祖由緒」と比較しながら、新出史料について解説を加えてきた。本文書群の発見により、関屋家が加賀藩士となった当初の文書や、金沢城二ノ丸御殿再建に関わった関屋政良についての文書を確認できたこと、また、関屋家の縁組みの実態の一端が明らかになったことが成果と言えよう。さらに、本文書群は、今後、加賀藩における縁組みや陪臣叙爵の内実を検討していく上で貴重な素材となろう。本稿が（石川）県内文書だけでなく県外文書を含めた加賀藩研究の一助となれば幸いである。

[註]

- (1) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (2) 『加能郷土辞彙』・『三百藩家臣人名辞典』3等。石川県立図書館石川県関係人物文献検索参照。
- (3) 本多俊彦「加賀藩知行宛行状の古文書学的検討」(『加能地域史』56、2012年)参照。同論文によれば、前田吉治奥書前田綱紀知行宛行状と呼称すべきとある。
- (4) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (5) 『太梁公日記』1(『史料纂集』)。
- (6) 『加能郷土辞彙』。
- (7) 『御造営方日並記』上・下(『金沢城史料叢書』1・2)。
- (8) 「筒井触留」・「政隣記」(『加賀藩史料』11)。なお、川上真理「近世後期における入国儀礼と附祭—加賀藩—二代藩主前田斉広の参勤交代を中心に—」(『法政史学』69、2008年)は、享和2年の前田斉広入国儀礼を詳しく検討したもの。
- (9) 「斉広様御伝略等之内書抜」等(『加賀藩史料』13)。
- (10) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (11) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (12) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (13) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (14) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (15) 「護国公御年譜」(『加賀藩史料』7)。

史料翻刻

No. 1 前田利常知行宛行状

三ヶ国之内を以  
貳百石之所々  
扶助訖、全可  
知行之状如件、

寛永十一

十二月廿七日 利常（花押）

関屋新兵衛殿

（包紙上書）

〔関屋新兵衛殿〕

No. 2 前田利常書状

小角豆籠

到来、満足之  
事候、かしく、

肥前

六月廿七日 利常（花押）

関屋新兵衛殿

（包紙上書）

〔関屋新兵衛殿〕

No. 4 加賀藩家老等連署書状

以上、

関屋市右衛門娘兩人何れ江  
成共、縁組被  
仰付候様願候趣、市右衛門  
書付入 御覽候処、勝手  
次第之旨被 仰出候条、  
下ニ承置、重而申上候様ニ  
可有御申渡候、恐々謹言、

甲戌 奥村壹岐

十月十三日 在判

前田備前殿

前田対馬殿

多賀信濃殿

右之通奥村壹岐殿より  
申来候条、被得其意、  
追而様子可被申聞候、  
以上、

十月十三日 前田対馬（花押）

多賀信濃（花押）

前田備前（花押）

関屋市右衛門殿

No. 5 加賀藩家老等連署書狀

以上、

御手前姉娘中川

安左衛門嫡子友右衛門方江

縁辺申合度旨書付

被出之候付、拙者共以

添書入 御覽候処、

勝手次第之由被

仰出候間、可被得其意候、

恐々謹言、

甲戌

前田対馬

十月晦日

孝行 (花押)

多賀信濃

直方 (花押)

前田備前

貞親 (花押)

関屋市右衛門殿

No. 6 前田綱紀書狀

内々相願候通、諸大夫

之儀被 仰出付而、秋元

但馬守殿江申達、其方

叙爵事候、回復

今程者松平出雲守殿江

指合候故、先祖豊後守儀

官位茂有之、

公儀三茂御存之者候間、

此度改豊後守申

度由、是以但馬守殿江

申入、首尾能相濟

申候、可被得其意候、

存之外相滞候処、

此度無残所仕合別而

珍重存候、此段為

可申聞、以別紙如斯候、

謹言、

宰相

十二月廿五日 綱紀 (花押)

村井豊後守殿

No.13 知行目録

知行所附之事

加州知

草高

一、七石八斗八升八合

免五ツ七歩

石川郡

日向村

草高

一、七石四斗六升三合

免五ツ七歩

河北郡

太田村

越中能州知

草高

一、拾五石九斗六升三合

免四ツ九歩

砺波郡

才川七村

草高

一、拾三石五斗五升九合

免五ツ九歩

射水郡

平浦村

草高

一、三拾五石四斗四升五合

免四ツ

羽喰郡

御館村

草高合八拾石三斗壹升八合

定納合三拾八石七斗五升

折紙高百石内 式拾五石加州知免三ツ五歩

七拾五石越中能州知免四ツ

右夫銀口米如 御定

可収納者也、

天明七年十月日 河内守 (印)

菅野権左衛門殿

No.15 前田齊広書状

為家督転任入国之

祝儀太刀馬到来

欣入事候、謹言、

九月十三日 (印)

関屋中務殿

(包紙上書①)

「関屋中務殿」

(包紙上書②)

「享和三癸亥四月朔日

御書被 成下候ニ付、今日五時比可致登城之由、前月御用番

前田内匠助殿より御廻文ニ付、罷出候処、於桧垣之御間

御両殿様御近習打込、役列ニ而五人ニ罷出、御用番奥村

左京殿 御書被相渡致頂戴退去、重而御用番席江罷出、

御礼御同人江申述ル、

但表向之面々者年寄中等江惣廻勤之事」

No.19 前田齊泰書狀

為家督轉任入国之  
祝儀以使者太刀馬

到來欣入事候、謹言、

四月十八日(印)

関屋中務殿

(包紙上書①)

「関屋中務殿」

(包紙上書②)

「文政八乙酉三月十一日 御書被 成下候ニ付、今日五時比可致登  
城旨、御用番甲斐守殿より御廻文之處、眼氣痛名代伊藤適老

登城候處、御書甲斐守殿被相渡、重而御用番席江罷出、御礼

御同人江申述、

但し表向之面々者年寄中等へ為御礼惣廻勤之事、委曲者触留記置、

御書

関屋中務(異筆)「政良」  
マサキノ後□リカタ

No.20 前田齊泰書狀

為家督轉任入国之  
祝儀以使者太刀

到來欣入事候、謹言、

四月十八日(印)

関屋新兵衛殿

(包紙上書)

「文政八乙酉三月□□日登城之上、御用番甲斐守殿被相渡  
御書当座之御礼申述退去、為御礼年寄中等物廻勤

之事、委曲者触留記置、

御書

関屋新兵衛(異筆)「政通」

No. 1 前田利常知行宛行状

No. 2 前田利常書状

No.	文書名	形態	法量 (縦×横)	年月日	西暦	差出	宛先	内容	備考
1	前田利常 知行宛行状	折紙	42.6×58.3	寛永十一十二月廿七日	1634	利常(花押)	関屋新兵衛殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
2	前田利常書状	折紙	39.0×56.4	六月廿七日		肥前利常(花押)	関屋新兵衛殿	前掲史料翻刻参照	軸装、包紙有
3	(前田綱紀知行 宛行状)包紙	包紙	34.5×48.0	(天和二年十月二十九日)	(1682)		関屋市右衛門殿	(後世貼紙上書)「五代綱紀花押 天和二 十月二十九日/領国之内百五拾 石令扶助畢、/右全可收納者也、仍(如 脱カ)件、関屋市兵工」	
4	加賀藩家老 等連署書状	折紙	33.5×50.5	(元禄七年)十月十三日	(1694)	前田对馬(花押) 多賀信濃(花押) 前田備前(花押)	関屋市右衛門殿	前掲史料翻刻参照	軸装
5	加賀藩家老 等連署書状	折紙	32.9×50.5	(元禄七年)甲戌十月晦日	(1694)	前田对馬孝行(花押) 多賀信濃直方(花押) 前田備前貞親(花押)	関屋市右衛門殿	前掲史料翻刻参照	軸装
6	前田綱紀書状	折紙	41.3×56.2	(宝永五年)十二月廿五日	(1708)	宰相綱紀(花押)	村井豊後守	前掲史料翻刻参照	軸装
7	前田吉治 知行宛行状	縦紙	38.2×53.5	享保九年八月朔日	1724	(印)	関屋市右衛門殿	留守居番料百五拾石事/扶与之訖、可 領納之状如件、/宝永七年七月廿九日、 /関屋市右衛門殿、/右先判依令漏洩 加奥書訖、/可後証之所如件、(包紙上 書)「関屋市右衛門」	包紙有
8	前田吉治 知行宛行状	縦紙	37.2×53.2	享保九年八月朔日	1724	(印)	池田源五大夫方へ	加増知式拾石扶助之訖、/都合百式拾 石(目録在/別紙)事、/可全收納者也、 /元禄十六年七月九日、/池田源丞方 へ、/右先判依令漏洩加奥書者也、 (包紙上書)「池田源五大夫方へ」	包紙有
9	前田吉治 知行宛行状写	縦紙	37.8×53.6	(享保九年八月一日)	(1724)		関屋市右衛門殿	為隠居料式百石扶与之訖、/可所務之 状如件、 (包紙上書)「関屋市右衛門殿」	包紙有
10	加賀藩家老 等連署書状	続紙	16.5×50.5	(元文三年)戊午七月二日	(1738)	前田对馬守(印) 玉井市正(印) 前田図書(印) 本多頼母(印) 前田土佐守(印) 本多安房守(印) 前田修理煩 村井主膳同 横山大和守指様在之	国府仙右衛門殿	以上、/御手前養子仙十郎儀、/高畠金 左衛門二番目之娘与/縁組申合度旨、 書付入/御覽候処、願之通可申/渡由、 被 仰出候条、可被/得其意候、以上、 (包紙上書)「国府仙右衛門殿 前田 对馬守」	軸装、包紙有
11	前田重基 知行宛行状	縦紙	39.1×40.3	宝暦十年三月廿八日	1760	(印)	土方采男との	亡父孫三郎遺領千三百石/〈目録在別 紙〉事扶与之訖、可/全所務之状如件、 (包紙上書)「土方采男との」	包紙有
12	前田治脩書状	折紙	42.4×57.5	(明和八年)九月十三日	(1771)	(印)	関屋市右衛門殿	為家督任叙/入国之祝儀者/到来欣入 候也、	包紙有
13	知行目録	続紙	24.7×117.1	天明七年十月日	1787	河内守(印)	菅野権左衛門殿	前掲史料翻刻参照	
14	前田治脩 知行宛行状	縦紙	38.5×53.5	寛政八年七月十一日	1796	(印)	池田安三郎との	亡父左膳遺領百式拾石/〈目録在/別 紙〉事扶与之訖、可/全/收納之状如件、 (包紙上書)「池田安三郎との」	包紙有
15	前田齐広書状	折紙	42.4×57.8	(享和二年)九月十三日	(1802)	(印)	関屋中務殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
16	前田齐広 知行宛行状	縦紙	38.2×53.5	文化五年十二月廿五日	1808	(花押)	関屋中務殿	加増知式百石充行之訖、/都合七百五 拾石(目録在/別紙)事、可/令全所務 之状如件、 (包紙上書)「関屋松之助」	包紙有
17	前田齐広 知行宛行状	縦紙	38.3×53.9	文化七年三月六日	1810	(花押)	関屋中務殿	加増知三百石充行之訖、/都合千五拾石 (目録在/別紙)事、可/令全所務之状如、 (包紙上書)「関屋斎宮殿」	包紙有
18	前田齐広 知行宛行状	縦紙	38.0×53.4	文化八年五月十五日	1811	(印)	土方勘右衛門殿	就物頭並申付之役料/百五拾石事扶与 之訖、可/領納之状如件、	
19	前田齐泰書状	折紙	42.3×57.8	(文政七年)四月十八日	(1824)	(印)	関屋中務殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
20	前田齐泰書状	折紙	42.3×57.8	(文政七年)四月十八日	(1824)	(印)	関屋新兵衛殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
21	前田齐泰 知行宛行状	縦紙	36.7×53.0	弘化三年十二月十三日	1846	(花押)	関屋一学殿	故新兵衛遺領千五拾石/〈目録在/別 紙〉事充行之訖、可/令全所務之状如件、 (包紙上書)「関屋一学殿」	軸装、包紙有
22	前田齐泰 知行宛行状	縦紙	37.5×53.3	安政六年十二月十一日	1859	(花押)	関屋勝之助殿	故一学遺領千五拾石/〈目録在/別紙 〉事充行之訖、可/令全所務之状如件、 (包紙上書)「関屋勝之助殿」	包紙有





## 執筆者紹介

- 池田 仁子 加能地域史研究会委員  
金沢城編年史料編纂協力員
- 栗野 隆 東京農業大学准教授
- 袖吉 正樹 金沢市立玉川図書館担当館長補佐  
金沢城調査研究絵図・文献専門委員
- 大河内 勇介 福井県教育庁生涯学習・文化財課学芸員

### 研究紀要 金沢城研究 第15号

平成29年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918  
石川県金沢市尾山町10-5

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697  
E-mail [kncastle@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kncastle@pref.ishikawa.lg.jp)  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>